

平成 21 検査事務年度検査基本方針

I. はじめに(金融検査の目的とベター・レギュレーション)

金融庁においては、金融システムの安定や利用者保護の徹底はもとより、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた活動を積極的に行うとともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指した取組みを鋭意進めている。

我が国の経済は、厳しい状況の中でも持ち直しの動きがみられるが、今後の一年を展望すれば、世界的な金融危機の影響や世界経済の下振れ懸念などから、経済活動の基盤を支える金融機関において金融仲介機能を十全に発揮することが一層求められる一方で、金融機関が直面するリスクが拡大する可能性があることも念頭に置く必要がある。

したがって、金融検査においては、金融機関に対して、①金融仲介機能の十全なる発揮、②より強固で包括的なリスク管理の徹底、③利用者目線に対応した適切な顧客対応を促すことを基本とする。

また、そのための検査運営については、従前にも増して、リスクに対する感応を高めながら、問題を先取りし、金融機関と深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、早期の改善に繋げていくことが必要である。このため、ベター・レギュレーションを恒久的な運営指針として位置づけ、その実践強化・進化に向けた取組み(アクションプランⅡ)を加速する。

なお、本基本方針は、21 年 8 月時点の金融機関を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

II. 基本的な取組姿勢

1. 検査マニュアル前文五原則の実践強化

日々の検査運営にあたっては、一人ひとりの検査官が、以下の諸点を基本に据え、双方向の議論を通じ一層深度ある検証に努める。

(1) 重要なリスクに焦点をあてた検証

個別金融機関の業務内容や市場動向等に関する情報に基づき、リスクの所在を的確に分析し、経営上重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検証に努める。

(2) 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

金融機関との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるよう、双方向の議論による深度ある原因分析・解明に努める。

(3) 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証

金融機関の内部管理態勢の改善・向上につながる適切な取組みを評価する一方、検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況など動的な実態についても十分検証する。

(4) 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

指摘事項や評定に関する対話・議論に際しては、その根拠を具体的かつ論理的に示すとともに、経営上重要な事項に焦点を絞った指摘に努める。あわせて、より高い評定段階に到達するために改善すべき事項を、検査結果通知において明確に示すよう努める。

(5) 検証結果に対する真の理解(「納得感」)

上記(1)～(4)に述べた事項に留意しながら検証を進めるとともに、経営陣との対話、実務者レベルにおける双方向の議論を更に充実することを通じて、「検証結果に対する金融機関の真の理解(「納得感」)」を得るよう努め、金融機関の経営改善に向けた取組みを促す。

2. ベター・レギュレーションの進化に向けた組織的取組み(アクションプランⅡ)

今後の金融検査においては、金融機関の自主改善に一層役立つ検査を目指す必要がある。そのためには、既存施策の継続・強化に加え、検査官一人ひとりのレベルアップを図る必要がある。かかる観点から策定した総合的な対応策(アクションプランⅡ、別添)では、①ベター・レギュレーションの取組みの実践・強化、②金融機関等との対話の充実・情報発信の強化、に加え、今後の中心的課題として、③検査力の向上、④人材の育成・充実に掲げている。本検査事務年度以降、ベター・レギュレーションの進化(第2ステージへのステップアップ)に向け、このアクションプランⅡの諸施策を持続的計画的に遂行する。

Ⅲ. 各種検査の基本的枠組み

本検査事務年度は、アクションプランⅡに記したように、以下のような新たな検査の枠組みの構築を目指すことで、金融検査の実効性向上と金融機関の検査負担軽減を一段と進めていく。

1. オン・オフ体系的なモニタリング

- ・ 企画・情報分析室(検査局)スタッフの監督局併任、リスク分析参事官室(監督局)スタッフの検査局併任等、検査局・監督局の連携強化により、オン・オフ体系的なモニタリングを実施する。
- ・ その際、まずは個別金融機関のリスクをよりの確に特定する。その上で、金融システムそのものについて持続的かつ安定的に健全な発展が見込めるかというマクロ的視点からの洞察に努める。

2. 主要行検査

- ・ 担当主任検査官の複数年担当制(日本版 Examiner in Charge、以下 EiC)機能を拡充するため、EiC 補佐官を企画・情報分析室に設置し、EiC が担当金融機関について深度ある分析をする際の各種サポートを行う。

- ・ 主要行に対しては、ターゲット検査を基本に、必要に応じ特定のテーマに絞った各行横断的検査(テーマ別横串検査)も実施する。
3. 地域金融機関検査
- ・ ターゲット検査をさらに積極的に実施する。
 - ・ 職域・業域信組等小規模先に対しては、簡易検査をさらに積極的に実施する。
4. 保険検査
- ・ 企画・情報分析室に情報分析官を設置し、事前情報分析機能の充実を図る。
 - ・ 監督局と協働でオフサイトヒアリングを実施する。
 - ・ 保険検査マニュアルの全面改定に向けた作業を開始する。
5. 外銀検査
- ・ 企画・情報分析室に情報分析官を設置し、事前情報分析機能の充実を図る。
 - ・ 監督局と協働でオフサイトヒアリングを実施する。
 - ・ 小規模先に対しては、簡易検査をさらに積極的に実施する。
6. 大手金融グループ(国内・外資)に対するコングロマリット検査
- ・ グループ全体としての経営管理態勢やリスク管理態勢を検証する。
 - ・ その際、証券取引等監視委員会と連携し、銀行・証券会社に対して一体的な検査を導入する。
7. 金融機関のグローバルベースのビジネス展開への対応
- ・ 主要行等の海外拠点の業務及び外資系金融機関の在日拠点の業務に関し、海外当局との連携をさらに強化する。
 - ・ 海外への出張派遣と海外駐在員の戦略的活用により、グローバルなリスクの早期把握に努める。

IV. 検査重点事項

1. 経営管理態勢の整備

経営管理においては、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要である。したがって、金融検査においては、経営陣との対話等を通じ、以下の点を重点的に検証する。

- ・ 経営方針に基づく戦略目標(収益、費用、資本政策等)について、中期的な展望も踏まえ、その合理性や持続可能性の観点から、十分な分析と検討が行われているか。
- ・ 金融機関全体の戦略目標を踏まえた事業分野毎の戦略目標と、各種リスク管理方針とが整合的であるか。
- ・ リスクテイク、リスク管理、法令等遵守、顧客保護等の面で、海外の拠点も含め、強固なガバナンスが構築され、機能しているか。
- ・ 内部監査の有効性について、その品質(リスクフォーカス、フォワード・ルッキングアプローチとなっているか、検証範囲・深度が適切か、)が確保されているか、その牽制監視機能が経営に活用されているか 等。

あわせて、適切な業務執行を実現する観点から、取締役が、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているかについても検証する。

2. リスク管理態勢の整備

(1) 統合的なリスク管理

金融技術の進展により、金融機関間の取引が高度に複雑化していることから、特に、複雑なリスク・プロファイルを有する金融機関においては、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクが発生することや、金融・資本市場のストレス事象に伴い、リスクが連鎖的に増幅・伝播することを念頭に置いて、リスク管理態勢を整備する必要がある。したがって、本検査事務年度は、特に、各リスクカテゴリー横断的な視野を踏まえた統合的なリスク管理態勢が整備されているかを重点的に検証する。

また、今般の金融・資本市場の混乱の経験・教訓を踏まえ、金融機関が、統計的なリスク計測手法の限界を認識し、フォワード・ルッキングなシナリオに基づくストレス・テストを実施・活用すること等によって、金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切なリスク管理態勢が整備されているか、等についても重点的に検証する。

その際、特に、原資産の信用リスク、カウンターパーティリスク、資金・市場流動性リスク等、多様なリスクを内包する金融商品のリスク管理に際しては、それらリスクを総合的に考慮しているか、についても検証する。

(2) 信用リスク管理

金融機関における信用リスク管理の重要性を踏まえ、金融機関の経営戦略や規模・特性等を踏まえた信用リスク管理態勢が整備されているか、個別の金融機関の状況に応じ、大口与信や複雑な形態の与信などについて、スキームの実態やリスク特性を十分に把握し、適切な審査・与信管理が行われているか、等について、重点的に検証する。

また、海外経済の急速な悪化に伴い、非日系与信のリスク管理の重要性が高まっていることから、金融機関が、非日系与信のリスク管理について、海外拠点を含めて総合的なリスク管理態勢が整備されているかについても、海外拠点への立入調査を活用しつつ、重点的に検証する。

あわせて、バーゼルⅡ・内部格付手法採用行に関しては、内部格付制度を適切に運営しているか、パラメータの推計値を適切に検証しているか、等についても検証する。

(3) 金融グループ全体としてのリスク管理

金融のコングロマリット化が進展していることに伴い、大手金融グループについては、金融システムに与える潜在的な影響度が高まっている一方、組織の巨大化・縦割り化に伴い、グループ全体のリスクの把握が困難になっている。こうした中、ファイアーウォール規制の緩和を契機に、大手金融グループにおける銀・証一体経営がさらに進展することが想定される。したがって、大手金融グループの検査にあたっては、本検査事務年度は、必要に応じて証券取引等監視委員会とも連携しつつ、グループ全体として、総合的なリスク管理態勢が整備されているか、ファイアーウォール規制の緩和の趣旨に則り、利益相反の管理や顧客情報の取扱い等に関し、経営陣が主体性をもって、適切な内部管理態勢を整備しているか、

等について、重点的に検証する。

(4) 保険会社におけるリスク管理態勢

保険会社を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変動している状況や、統合リスク管理やストレス・テストの実施等に関する保険会社向けの総合的な監督指針及び保険検査マニュアルの改定の趣旨を踏まえ、保険会社の検査にあたっては、本検査事務年度は、引き続き、資産運用リスク、保険引受リスクや責任準備金の管理態勢が整備されているか等について重点的に検証するとともに、保険会社における統合リスク管理態勢の整備・確立に向けた取り組みが行われているか、ストレス・テストを実施・活用しているか、等についても検証する。

(5) システムリスク管理

金融機関のシステムは業務運営の根幹をなすインフラであり、システムの高度化・複雑化に伴い、システム障害の発生による顧客取引への影響は益々大きなものとなっている。したがって、本検査事務年度は、以下の点を重点的に検証する。

- ・ 経営陣自らが、専門家任せにすることなく、システムリスク管理に十分コミットしているか。
- ・ 重要な業務インフラとして、ITの戦略的な活用を検討しているか。
- ・ システムの共同運営化やアウトソーシング化に伴って生じる業務委託先管理などの管理態勢を整備しているか。
- ・ システムの更改・統合等に際して、経営レベルでリスクを適切に認識し、プロジェクト管理を適切に行っているか。
- ・ 顧客や決済システム等に大きな影響・障害を与えるようなリスク事象を網羅的に洗い出して、対策を講じているか。
- ・ システム障害が発生した場合に備え、実効的なコンティンジェンシープランが策定されているか 等。

3. 円滑な金融仲介機能の発揮

(1) 中小企業・個人（住宅ローン）等に対する円滑な金融仲介への対応

中小企業及び個人に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な役割の一つである。最近の厳しい経済・雇用情勢により、中小企業及び個人金融をめぐる環境は引き続き厳しい状況にある。こうした中、金融機関には、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。

昨検査事務年度は、金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、中小企業及び個人の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているか、の検証を検査重点事項とし、本年4～6月には、金融仲介機能が十分に発揮されているか、貸し渋り・貸し剥しが行われていないかについて、中堅・大企業向け融資を含めて検証したところである。こうした点について、本事務年度においても、引き続き重点的に検証していく。その際、特に、以下の点に着目する。

① 中小企業向け融資

中小企業向け融資については、債務者の実態をきめ細かく把握した上で、金融検査マニュアル別冊の趣旨（赤字や債務超過といった外形的事実のみで判断するのではなく、数字に表れない技術力、経営者の資質等を十分踏まえて評価すべき）を踏まえた融資態勢が整備されているかを重点的に検証する。

あわせて、貸出条件緩和債権の要件の見直しを受けて、営業現場を含めた態勢整備や顧客相談・説明が十分に図られているか、緊急保証制度の創設を受けて旧債振替等不適切な取扱いを防止する態勢が整備されているか、顧客からの申し出への対応や謝絶時の顧客説明等に係る態勢が整備されているか、等についても、重点的に検証する。

② 住宅ローン

住宅ローンについては、返済条件の見直し等を含め、債務者の経済状況や生活状況を十分踏まえたきめ細かな対応を行うための態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

(2) 中小企業にふさわしい金融手法の提供

金融機関には、中小企業に対し、そのライフサイクルに応じた適切な経営支援を行うことを通じて借り手の成長・改善を促すことが求められる。こうした観点から、本検査事務年度は、金融業に本来期待される役割とも言うべき情報生産機能を強化することによって、ビジネスマッチングや M&A に関する情報等、企業の付加価値向上に資する多面的な機能・サービスを提供していくための創意工夫を凝らしているか、関係先と連携した継続指導等による事業再生に向けた取組みが行われているか、等に着目する。さらに、事業再生等に向けた優れた取組みや創意工夫が認められる場合には、検査において積極的に評価し、金融検査評定にも明確に反映させるとともに、金融検査指摘事例集により広く周知を図る。

(3) 中小企業等の債務者に対するきめ細かい実態把握と適切なリスク管理

金融機関においては、中小企業等の債務者に対して、きめ細かい実態把握を行うとともに、適切なリスク管理が求められる。したがって、本検査事務年度は、審査・与信管理の過程で、中小企業等の実態や特性等（景気の影響を受けやすいため一時的に赤字に陥りやすい、自己資本が小さいため一時的に債務超過に陥りやすい等）を踏まえて債務者の経営・財務状況等の実態をきめ細かく把握し、債務者に必要な助言・指導等が行われているか、信用リスクを適切に管理する態勢が整備されているか、償却・引当が適切に行われているか、等について、重点的に検証する。

4. 顧客保護・利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。したがって、本検

査事務年度は、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みを重点的に検証する。

(1) 顧客保護等

金融サービスが多様化・複雑化する中で、金融機関においては、顧客保護を図る態勢を整備する必要がある。従来より、預金者、保険契約者、有価証券の投資者、ローンの借り手等の保護を担っている金融庁では、顧客保護等に関して、顧客情報を厳格に管理する態勢や優越的地位の濫用を防止する態勢が整備されているか、利益相反を管理する態勢の整備・確立に向けた取組みが行われているか、といった点に加え、以下の点を重点的に検証する。その際、必要に応じて、消費者行政を一元的に推進する役割を果たすことが期待されている消費者庁とも適宜協力していく。

① 適正かつ安全な金融取引の確保

顧客保護には、安全な金融取引等の確保が必要不可欠である。こうした観点から、いわゆる振り込め詐欺等預金口座の不正利用による被害防止のために必要な措置を講じているか、近年、偽造・盗難キャッシュカードによる被害やインターネットバンキングに関する金融犯罪が多発している状況を踏まえ、本人認証情報の保護対策を含め、情報セキュリティ対策の向上に向けた態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

また、反マネーロンダリングへの取組みとして、関係機関とも緊密に連携し反社会的勢力に関する情報を収集・分析するなど、反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているか、等についても、重点的に検証する。

② 相談・苦情等への適切な対応

顧客からの信認を確保するとともに、顧客ニーズを業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要である。こうした観点から、相談・苦情等の原因分析、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップが適切に行われているか等、相談・苦情等の対処が適切に行われるための態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

③ 顧客に対する適切な説明

金融商品の複雑化や金融サービスの多様化が進む中で、利用者の金融機関や商品・サービスに対する目線・ニーズは益々高まってきている。保険商品・リスク性商品等の販売に当たっては、顧客の真のニーズを踏まえつつ、商品の特性やリスクの所在を的確に説明することが求められるが、本検査事務年度も、金融機関が、法令等の本来の趣旨に則り、それぞれの顧客の知識、経験、理解度等を十分に踏まえ、適切且つ柔軟な顧客対応を行っているか、実質的な面に着目して重点的に検証する。その際、顧客に対して時間的・手続き的に過大な負担をかけていないかといった点についても十分留意する。

また、ローンの契約や取引関係の見直しにあたっては、契約の内容を正確に借り手に説明することが求められるが、本検査事務年度は、貸金業者向けの総合的な監督指針の改正等を踏まえ、貸金業者において、借り手等の知識、経験、財産の状況を踏まえた説明態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

(2) 利用者利便の向上

金融機関に対する国民の要求目線の高まりを踏まえると、金融機関が顧客の支持・信頼を得て経営基盤を維持していくためには、金融機関においては、利用者ニーズの掘り起こしや、利用者ニーズに応える新商品の開発・サービスの向上といった利用者利便の向上に向けてさらに取り組んでいく必要がある。したがって、本検査事務年度は、金融機関の利用者利便の向上に向けた取組みについて、優れた事例があれば積極的に評価する。

(以上)

1 ベター・レギュレーションの取組みの実践・強化

- (1) 重要な問題に焦点をあてる検査 (マニュアル5原則の(1)及び(2))
 - ① 主任検査官と経営陣との早期対話、双方向の議論の充実(継続)
 - ② Examiner in Charge に対応した主要行班の編成・検査運営(モニタリング頻度の向上、監督部局との連携、総合・部分検査とテーマ別横串検査の併用、EiC のスタッフの充実)(継続・強化)
 - ③ 財務局版 Examiner in Charge の設置の検討(財務局版 EiC 通じた情報集積機能の強化、監督部局・本庁との連携、コア人材の育成)(継続・強化)
 - ④ 地方銀行の部分検査の推進(継続)
 - ⑤ 職域・業域信組、小規模外資に対する簡易検査の推進・省力化(継続)
 - ⑥ 中間報告の運用改善・充実(継続・強化)
- (2) 金融機関の自主的な経営改善につながる検査(マニュアル5原則の(3)及び(4))
 - ① 検査通知内容伝達の明確化(リスクカテゴリーとしての重要度、改善の方向性の明示)(継続・強化)
 - ② 評定制度のあり方について検討(B・C 目線の一層の明確化、動態的評価の加重、規模・特性を考慮した尺度等)(新規)
 - ③ 優れた取組事例の情報提供(新規)
- (3) 納得感の高い検査 (マニュアル5原則の(5))
 - ① オンサイト・オフサイト検査モニターの全件実施(含むクロスモニター)(継続)
 - ② 意見申出制度の拡充(外部専門委員の増員(10名)、意見申出期限の延長(2週間以内))(新規)
- (4) ベター・レギュレーション推進のヘッドクォーター、外部評価の強化
 - ① 財務局長会議・理財部長会議・検査監理官会議での BR に関する討議・周知徹底(継続)
 - ② 外部有識者によるベター・レギュレーション実施状況評価委員会(仮称)の設置の検討(新規)

2 金融機関等との対話の充実・情報発信の強化

- ① 指摘事例集・評定事例集の充実(「中小企業に対する金融の円滑化」の独立カテゴリー化、事例数の充実・年2回の公表)(継続・強化)
- ② 地域銀行への訪問・トップヒアリング(リスクフォーカス、フォーワードルッキング～経営上の課題の把握)(継続・強化)
- ③ 財務局と金融業界団体とのネットワークの充実・意見交換会の実施(特に信金・信組や実務レベル)(継続・強化)
- ④ 外資系金融業界団体との意見交換会の実施(定例化について検討)(継続)
- ⑤ 公認会計士協会・4大監査法人との意見交換会の実施(定例化について検討)(継続)
- ⑥ 中小企業経営者等に対する「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」説明会の実施(継続)
- ⑦ 商工会議所・商工会を通じた検査実施情報の発信、貸し渋り・貸し剥がし情報等の収集強化(継続)

3 検査力の向上～第2ステップの中心的課題

- (1) 事前分析の充実・強化
 - ① バックオフィスの事前分析・着眼指示事項の充実(主要行海外拠点、保険、外資)(継続・強化)
 - ② 財務局実施の地銀検査について本庁分析資料の還元(継続・強化)
 - ③ 保険・外資の定期的ヒアリング(監督局と連携)の検討等(新規)
 - ④ システムリスク検査指導室の強化(システム統合等の情報収集・多年度検査計画の策定)(新規)
- (2) 検査ノウハウのデータベース化(情報蓄積・共有・活用・研修素材)(2012 年稼働の新システムに向けた措置、それまでの暫定措置の検討)(新規)

(3) 新しい検査手法・検査体制の構築

- ① 中小企業金融の円滑化に関する検証手法の充実(新規)
- ② 貸出条件緩和債権に関する検証手法の充実(新規)
- ③ 小規模金融機関の市場リスク管理・統合的リスク管理の情報分析手法の整備・充実(継続・強化)
- ④ 専門検査班による横断的な検査の実施の検討(特定のテーマにターゲットを絞った横断的検査の実施について検討・実施(主として主要行))(新規)
- ⑤ プリンシプルベース検査等についての検討(新規)
- ⑥ 保険検査マニュアル、信託検査マニュアルの改定等についての検討(新規)
- ⑦ 海外における規制見直し等を踏まえた検査のあり方について検討(新規)

(4) 検査指導の充実・強化

- ① 検査応援・クロス検査(継続)

(5) 監督部局・関係機関との連携の強化

- ① 監督局との連携(検査局企画・情報分析室と監督局リスク分析参事官室との連携の強化 (リスク評価の共同実施、カレッジ対象機関の情報収集・共有等)(新規)
- ② 証券取引等監視委員会との連携(検査協力(金融コングロマリット・国内大手証券会社等)のあり方等について、証券取引等監視委員会と協議・実施)(新規)
- ③ 日本銀行との連携(継続)
- ④ 海外当局との連携・強化(海外当局(FRB、OCC、UKFSA、HKMA 等)とのチャネルの充実、海外拠点への検査官の出張派遣・海外駐在員の活用等を通じた海外当局との連携等)(新規)

4 人材の育成・充実～第2ステップの中心的課題**(1) 実践的研修の強化**

- ① 優秀検査事例のとりまとめ・研修等を通じた周知(継続)
- ② 指摘事例をベースとした実践的な研修(事例研修)の拡充(継続)
- ③ 保険部門、外資部門の研修の強化(新規)
- ④ 証券取引等監視委員会との合同研修の検討(新規)
- ⑤ 外部の専門研修の受講(システム、リスク管理等)、教養講話(継続・強化)
- ⑥ 金融庁・財務局の共同研修の実施(継続・強化)
- ⑦ 財務局からのトレーニー受入れ拡大(システム、市場リスク)(継続)
- ⑧ 研修教材の多様化・高度化、内製化、簡素化・統合化(継続・強化)

(2) 人材の確保・強化

- ① 貸出担当検査官の育成(新規)
- ② 保険検査、外資検査強化のための人材育成・人員の配置(民間保険会社経験者・海外での金融業務経験者の採用等)(新規)
- ③ 人事配置・ローテーションの長期化(長期的視野にたったキャリアパスの検討、ローテーションの長期化、専門家の積極的な登用等)(継続・強化)
- ④ 専門人材の確保(システム・市場リスクの専門家、アクチュアリー、弁護士、会計士等)(継続)
- ⑤ 証券取引等監視委員会等との人事交流(新規)

(3) 人材の適切な評価、モチベーションの向上

- ① 優秀な検査の表彰・周知、人事考課への反映(継続・強化)
- ② ベター・レギュレーションの実践度を踏まえた人事評価・配置への反映(継続・強化)

平成21検査事務年度検査基本計画

		実施予定数	(参考)20検査事務年度	
			実施予定数	実施件数
	銀 行	100	95	104
	信用金庫・信用組合	170	175	168
	労働金庫、信農・漁連	15	15	13
預金等受入金融機関計		285	285	285
保 險 会 社		20	20	19
	貸 金 業 者	100	120	121
	前払式証票発行者	165	155	154
	そ の 他	25	10	6
その他の金融機関計		290	285	281

(注1) 上記検査実施予定数は見込みであり、実施件数は変動することがあり得る。

(注2) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含めている。

平成21検査事務年度における検査計画及びその実績

		計画	実績
	銀行	100	85
	信用金庫・信用組合	170	199
	労働金庫、信農・漁連	15	6
預金等受入金融機関計		285	290
保険会社		20	17
	貸金業者	100	101
	前払式証票発行者	165	183
	その他	25	30
その他の金融機関計		290	314

(注) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含まれている。

資料19-1-3 グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況

(本邦金融機関等)

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
信金中央金庫	21. 8. 18	21. 9. 1	21. 10. 20	22. 1. 15
しんきん信託銀行	21. 8. 18	21. 9. 1	21. 10. 13	22. 1. 12

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
農林中央金庫	21. 8. 27	21. 9. 10	21. 11. 10	22. 2. 9
農中信託銀行	21. 8. 27	21. 9. 10	21. 10. 30	22. 1. 29

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
足利ホールディングス	21. 11. 10	21. 11. 27	22. 1. 27	22. 5. 6
足利銀行	21. 11. 10	21. 11. 27	22. 1. 27	22. 5. 6

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
福岡銀行	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 22	
親和銀行	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 21	
熊本ファミリー銀行	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 16	22. 6. 28

(保険会社等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友海上グループホールディングス	21. 11. 6	21. 11. 24	22. 2. 22	22. 6. 15
三井住友海上きらめき生命保険	21. 11. 6	21. 11. 20	22. 1. 21	22. 5. 17
三井住友海上メットライフ生命保険	22. 2. 2	22. 2. 16	22. 3. 29	22. 7. 8
あいおい生命保険	22. 2. 10	22. 2. 26	22. 4. 12	
ニッセイ同和損害保険	21. 10. 30	21. 11. 16	22. 1. 20	22. 4. 26
あいおい損害保険	21. 11. 6	21. 11. 24	22. 1. 29	22. 4. 26
三井住友海上火災保険	21. 11. 6	21. 11. 24	22. 2. 22	22. 6. 15
三井ダイレクト損害保険	22. 2. 10	22. 2. 25	22. 4. 7	22. 7. 8

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
エイアイジー・スター生命保険	22. 4. 16	22. 5. 14	22. 6. 21	
A I G エジソン生命保険	22. 4. 21	22. 5. 19	22. 6. 24	
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 7. 1	

(外国金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー 東京支店	21. 8. 18	21. 8. 25	21. 10. 9	22. 2. 22
アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	21. 8. 18	21. 8. 25	21. 10. 9	22. 2. 22

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
香港上海銀行 在日支店	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 14	22. 3. 12
エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 14	22. 3. 2

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
クレディ・アグリコル銀行 東京支店	22. 2. 24	22. 3. 9	22. 5. 19	
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ	22. 2. 24	22. 3. 9	22. 5. 19	

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト 東京支店	22. 4. 9	22. 4. 22	22. 6. 18	
ドイツ証券	22. 4. 9	22. 4. 22	22. 6. 18	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-4 通年・専担検査の実施状況

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		22. 2. 17	22. 3. 3	22. 4. 14	22. 6. 24
三井住友銀行(注2) (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		22. 4. 21	22. 5. 13		

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 総 合	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		21. 11. 13	21. 11. 30	22. 2. 16	22. 5. 11
みずほ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		22. 5. 10	22. 5. 28		
みずほコーポレート銀行(注2) (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		22. 2. 15	22. 2. 24	22. 4. 15	22. 6. 25
みずほ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 —	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		—	—	—	—

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱UFJフィナンシャル・グループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		22. 4. 22	22. 5. 21	22. 6. 22	
三菱東京UFJ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 —	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		—	—	—	—
三菱UFJ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 —	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		—	—	—	—

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 —	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		—	—	—	—
りそな銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 —	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		—	—	—	—

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住友信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		21. 11. 11	21. 11. 30	22. 2. 15	22. 5. 11

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
中央三井トラスト・ホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 —	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		—	—	—	—
中央三井信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 —	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		—	—	—	—

(注1) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注2) 三井住友銀行及びみずほコーポレート銀行については、本店の検査実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(注3) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-5 システム統合リスク検査の実施状況

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ふくおかフィナンシャルグループ	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 16	21. 11. 9
福岡銀行	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 16	21. 11. 9
親和銀行	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 16	21. 11. 9

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
野村信託銀行	22. 4. 7	22. 4. 21	22. 6. 4	22. 6. 22
NCT信託銀行	22. 4. 7	22. 4. 21	22. 6. 4	22. 6. 22

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

銀行持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	通年・専担 部 分	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		22. 2. 17	22. 3. 3	22. 4. 14	22. 6. 24
中央三井トラスト・ ホールディングス	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
みずほ フィナンシャルグループ	通年・専担 総 合	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		21. 11. 13	21. 11. 30	22. 2. 16	22. 5. 11
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	通年・専担 部 分	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
		22. 4. 22	22. 5. 21	22. 6. 22	
りそなホールディングス	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
札幌北洋ホールディングス	総 合	21. 8. 18	21. 9. 3	21. 10. 23	22. 1. 22
ふくおかフィナンシャルグループ	システム統合リスク	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 16	21. 11. 9
足利ホールディングス	総 合	21. 11. 10	21. 11. 27	22. 1. 27	22. 5. 6

【財務局検査】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
紀陽ホールディングス	総 合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 4. 9	

(注1) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専断検査の枠組みの中で、持株会社に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

主要行等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
住友信託銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
中央三井信託銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほ銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほコーポレート銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
みずほ信託銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
三菱東京UFJ銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
三菱UFJ信託銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
りそな銀行	通年・専担	21. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		-
しんきん信託銀行部	分	21. 8. 18	21. 9. 1	21. 10. 13	22. 1. 12
中央三井アセット信託銀行部	分	21. 8. 27	21. 9. 10	21. 10. 27	22. 1. 25
農中信託銀行部	分	21. 8. 27	21. 9. 10	21. 10. 30	22. 1. 29
新生銀行部	分	21. 11. 6	21. 11. 20	22. 2. 18	22. 4. 14
あおぞら銀行部	分	21. 11. 6	21. 11. 20	22. 2. 17	22. 4. 14
住信SBIネット銀行部	分	21. 11. 9	21. 11. 24	22. 1. 22	22. 3. 26
みずほ証券部	分	21. 11. 13	21. 11. 24	22. 2. 16	22. 5. 11
野村信託銀行	システム統合リスク	22. 4. 7	22. 4. 21	22. 6. 4	22. 6. 22
NCT信託銀行	システム統合リスク	22. 4. 7	22. 4. 21	22. 6. 4	22. 6. 22

(注1) 以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専断検査の枠組みの中で主要行グループの銀行持株会社に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

【参考：主な検査実施状況】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行部	分	21. 4. 21	21. 5. 13		
住友信託銀行部	分	21. 11. 11	21. 11. 30	22. 2. 15	22. 5. 11
みずほ銀行部	分	22. 5. 10	22. 5. 28		
みずほコーポレート銀行部	分	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 4. 15	22. 6. 25

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融庁検査：地方銀行】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
福岡銀行(注1)	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 16	21. 11. 9
	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 22	
親和銀行(注2)	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 16	21. 11. 9
	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 21	
関東つくば銀行(注3)	21. 10. 30	21. 11. 25	22. 1. 21	22. 4. 16
足利銀行	21. 11. 10	21. 11. 27	22. 1. 27	22. 5. 6
池田銀行	21. 11. 12	21. 12. 1	22. 1. 26	22. 3. 3
泉州銀行	21. 11. 12	21. 12. 1	22. 1. 27	22. 3. 3
百五銀行	22. 2. 4	22. 2. 23	22. 4. 8	22. 6. 29
百十四銀行	22. 2. 5	22. 2. 24	22. 4. 8	
北越銀行	22. 2. 8	22. 2. 26	22. 4. 13	22. 6. 30
北國銀行	22. 2. 16	22. 3. 4	22. 4. 16	22. 6. 29
滋賀銀行	22. 2. 22	22. 3. 5	22. 4. 9	
山口銀行	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 15	22. 6. 24
第四銀行	22. 3. 1	22. 3. 11	22. 4. 16	22. 6. 30
千葉興業銀行	22. 5. 11	22. 5. 26	22. 6. 24	
清水銀行	22. 5. 11	22. 5. 28	22. 6. 28	
福井銀行	22. 5. 11	22. 5. 25	22. 6. 23	
宮崎銀行	22. 5. 11	22. 5. 25	22. 6. 23	

【金融庁検査：第二地方銀行】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北洋銀行	21. 8. 18	21. 9. 3	21. 10. 23	21. 1. 22
愛知銀行	21. 8. 18	21. 9. 1	21. 10. 20	22. 1. 7
神奈川銀行	21. 8. 18	21. 8. 31	21. 11. 6	22. 2. 3
沖縄海邦銀行	22. 2. 5	22. 2. 24	22. 4. 9	
仙台銀行	22. 2. 8	22. 2. 25	22. 4. 8	
熊本ファミリー銀行	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 16	22. 6. 28
きらやか銀行	22. 4. 20	22. 5. 20	22. 6. 24	
西京銀行	22. 4. 21	22. 5. 21		
静岡中央銀行	22. 5. 11	22. 5. 28	22. 6. 25	

(注1) 及び(注2)のH21年8月18日予告分については、システム統合リスク検査

(注3) 一部については、平成22年2月25日に検査結果通知済み。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【財務局検査：地方銀行】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鳥 取 銀 行	21. 8. 4	21. 8. 26	21. 10. 7	22. 1. 7
鹿 児 島 銀 行	21. 9. 30	21. 11. 4	21. 12. 11	22. 3. 9
紀 陽 銀 行	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 4. 9	
西 日 本 シ テ ィ 銀 行	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 4. 19	
岩 手 銀 行	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 15	
四 国 銀 行	22. 4. 21	22. 5. 13	22. 6. 11	

【財務局検査：第二地方銀行】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
福 邦 銀 行	21. 8. 4	21. 8. 26	21. 10. 9	22. 1. 8
南 日 本 銀 行	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 22	22. 1. 20
八 千 代 銀 行	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 22	22. 1. 21
佐 賀 共 栄 銀 行	21. 8. 18	21. 9. 1	21. 10. 20	22. 2. 5
北 日 本 銀 行	21. 10. 16	21. 11. 4	21. 12. 11	22. 3. 23
島 根 銀 行	21. 10. 20	21. 11. 5	21. 12. 15	22. 3. 8
香 川 銀 行	21. 10. 21	21. 11. 9	21. 12. 21	22. 3. 16
び わ こ 銀 行	21. 10. 23	21. 11. 11	21. 12. 18	22. 2. 26
茨 城 銀 行	21. 10. 30	21. 11. 24	22. 1. 18	22. 4. 16
名 古 屋 銀 行	21. 11. 12	21. 11. 30	22. 1. 22	22. 4. 20
京 葉 銀 行	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 24	22. 6. 24
大 光 銀 行	22. 4. 9	22. 4. 26	22. 6. 18	
ト マ ト 銀 行	22. 4. 13	22. 5. 12	22. 6. 9	
み な と 銀 行	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 16	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
信金中央金庫	21. 8. 18	21. 9. 1	21. 10. 20	22. 1. 15

【財務局検査】

(平成22年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日田信用金庫	21. 8. 3	21. 8. 25	21. 9. 18	21. 12. 16
宮城第一信用金庫	21. 8. 3	21. 8. 24	21. 9. 30	21. 12. 16
会津信用金庫	21. 8. 3	21. 8. 24	21. 9. 25	21. 12. 22
しまね信用金庫	21. 8. 4	21. 8. 26	21. 9. 29	21. 12. 24
備北信用金庫	21. 8. 4	21. 8. 26	21. 9. 29	21. 12. 24
興能信用金庫	21. 8. 4	21. 8. 26	21. 9. 25	21. 12. 25
徳島信用金庫	21. 8. 10	21. 8. 27	21. 10. 6	21. 12. 22
宇和島信用金庫	21. 8. 10	21. 8. 27	21. 10. 7	21. 12. 25
岡崎信用金庫	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 13	22. 1. 6
半田信用金庫	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 7	22. 1. 5
西濃信用金庫	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 7	22. 1. 6
津信用金庫	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 7	22. 1. 7
大阪東信用金庫	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 9	22. 1. 7
枚方信用金庫	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 9	21. 12. 17
きのくに信用金庫	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 7	21. 12. 25
滋賀中央信用金庫	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 6	21. 12. 24
瀧野川信用金庫	21. 8. 17	21. 9. 1	21. 10. 16	22. 1. 15
中南信用金庫	21. 8. 17	21. 9. 1	21. 10. 19	22. 1. 14
釧路信用金庫	21. 8. 17	21. 9. 1	21. 10. 9	21. 12. 14
遠軽信用金庫	21. 8. 17	21. 9. 1	21. 10. 9	22. 1. 7
小松川信用金庫	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 15	22. 1. 15
田川信用金庫	21. 8. 18	21. 9. 1	21. 10. 7	21. 11. 27
長岡信用金庫	21. 8. 19	21. 9. 3	21. 10. 16	22. 1. 13
福島信用金庫	21. 8. 20	21. 9. 7	21. 10. 9	22. 1. 6
青梅信用金庫	21. 8. 28	21. 9. 14	21. 10. 28	22. 1. 26
烏山信用金庫	21. 8. 28	21. 9. 14	21. 10. 26	22. 1. 25
北群馬信用金庫	21. 8. 28	21. 9. 14	21. 10. 28	22. 1. 27
北上信用金庫	21. 10. 8	21. 10. 26	21. 11. 30	22. 3. 1
郡山信用金庫	21. 10. 8	21. 10. 26	21. 11. 25	22. 2. 25
おかやま信用金庫	21. 10. 20	21. 11. 5	21. 12. 11	22. 3. 11
広島信用金庫	21. 10. 20	21. 11. 5	21. 12. 14	22. 3. 5
広島みどり信用金庫	21. 10. 20	21. 11. 5	21. 12. 10	22. 3. 9
社の都信用金庫	21. 10. 22	21. 11. 9	21. 12. 11	22. 3. 10
宮古信用金庫	21. 10. 22	21. 11. 9	21. 12. 9	22. 3. 30
豊橋信用金庫	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 10	22. 3. 1
富士信用金庫	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 10	22. 3. 4
大福信用金庫	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 10	22. 3. 4
大和信用金庫	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 10	22. 3. 10

信用金庫名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
たちばな信用金庫	21.	10.	26	21. 11. 9	22. 2. 19	22. 3. 17
函館信用金庫	21.	10.	26	21. 11. 10	22. 1. 19	22. 4. 19
小樽信用金庫	21.	10.	26	21. 11. 10	21. 12. 7	22. 3. 2
福井信用金庫	21.	10.	28	21. 11. 12	21. 12. 16	22. 3. 16
水戸信用金庫	21.	10.	29	21. 11. 16	22. 4. 21	
東京ベイ信用金庫	21.	10.	29	21. 11. 16	22. 1. 29	22. 4. 28
越前信用金庫	21.	10.	30	21. 11. 16	21. 12. 15	22. 3. 11
熊本第一信用金庫	21.	11.	4	21. 11. 18	21. 12. 22	22. 3. 19
留萌信用金庫	21.	11.	4	21. 11. 18	21. 12. 15	22. 2. 19
アルプス中央信用金庫	21.	11.	6	21. 11. 24	22. 1. 28	22. 4. 28
桐生信用金庫	21.	11.	10	21. 11. 26	22. 1. 15	22. 4. 6
鶴岡信用金庫	22.	2.	4	22. 2. 22	22. 3. 25	22. 6. 16
新庄信用金庫	22.	2.	4	22. 2. 22	22. 3. 29	22. 6. 10
吉備信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 2
備前信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 23	22. 3. 29	22. 6. 25
東山口信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 23	22. 3. 29	22. 6. 21
沼津信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 18	22. 3. 8	22. 6. 8
瀬戸信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 14
蒲郡信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 18	22. 3. 8	22. 6. 7
西尾信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 8
東濃信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 11
三島信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 18	22. 4. 28	
大地みらい信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 22	22. 3. 24	22. 6. 22
稚内信用金庫	22.	2.	5	22. 2. 17	22. 3. 11	22. 6. 3
熊本信用金庫	22.	2.	8	22. 2. 23	22. 3. 30	22. 6. 21
阿南信用金庫	22.	2.	8	22. 2. 23	22. 3. 26	22. 6. 16
十三信用金庫	22.	2.	8	22. 2. 24	22. 3. 18	22. 6. 15
淡路信用金庫	22.	2.	8	22. 2. 24	22. 3. 19	22. 6. 16
城北信用金庫	22.	2.	8	22. 2. 19	22. 3. 24	22. 6. 17
利根郡信用金庫	22.	2.	8	22. 2. 24	22. 4. 7	22. 6. 30
幡多信用金庫	22.	2.	9	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 15
横浜信用金庫	22.	2.	9	22. 2. 18	22. 3. 16	22. 6. 16
足利小山信用金庫	22.	2.	9	22. 2. 18	22. 3. 12	22. 6. 9
川崎信用金庫	22.	2.	10	22. 2. 19	22. 3. 16	22. 6. 16
大田原信用金庫	22.	2.	10	22. 2. 23	22. 3. 23	22. 6. 21
諏訪信用金庫	22.	2.	10	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 18
一関信用金庫	22.	2.	15	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 29
長野信用金庫	22.	2.	15	22. 2. 25	22. 3. 24	22. 6. 24
新潟信用金庫	22.	2.	15	22. 2. 23	22. 3. 17	22. 6. 16
三条信用金庫	22.	2.	15	22. 2. 23	22. 3. 17	22. 6. 16
富山信用金庫	22.	2.	15	22. 2. 24	22. 3. 16	22. 6. 10
のと共栄信用金庫	22.	2.	15	22. 2. 24	22. 3. 16	22. 6. 16

信用金庫名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
飯塚信用金庫	22.	2.	15	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 10
大川信用金庫	22.	2.	15	22. 3. 1	22. 3. 30	22. 5. 13
あぶくま信用金庫	22.	2.	16	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 15
奄美大島信用金庫	22.	2.	19	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 6. 3
上田信用金庫	22.	2.	23	22. 3. 8	22. 4. 9	22. 6. 24
世田谷信用金庫	22.	3.	15	22. 3. 24	22. 4. 8	22. 6. 25
焼津信用金庫	22.	3.	23	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 6. 29
大垣信用金庫	22.	3.	23	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 6. 30
掛川信用金庫	22.	4.	1	22. 4. 12	22. 5. 14	
磐田信用金庫	22.	4.	1	22. 4. 12	22. 4. 28	22. 6. 25
豊田信用金庫	22.	4.	1	22. 4. 12	22. 4. 28	22. 6. 29
埼玉縣信用金庫	22.	4.	2	22. 4. 14	22. 5. 13	
鶴来信用金庫	22.	4.	2	22. 4. 13	22. 4. 22	
天草信用金庫	22.	4.	5	22. 4. 15	22. 4. 28	
花巻信用金庫	22.	4.	5	22. 4. 19	22. 5. 12	
仙南信用金庫	22.	4.	5	22. 4. 19	22. 5. 14	22. 5. 31
二本松信用金庫	22.	4.	5	22. 4. 21	22. 5. 14	
新発田信用金庫	22.	4.	5	22. 4. 15	22. 5. 12	
東京三協信用金庫	22.	4.	8	22. 4. 20	22. 5. 12	22. 7. 1
苫小牧信用金庫	22.	4.	8	22. 4. 22	22. 5. 20	22. 6. 28
北海信用金庫	22.	4.	8	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25
網走信用金庫	22.	4.	8	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25
興産信用金庫	22.	4.	9	22. 4. 21	22. 5. 26	
日生信用金庫	22.	4.	13	22. 5. 11	22. 6. 11	
防府信用金庫	22.	4.	13	22. 5. 11	22. 6. 11	
東奥信用金庫	22.	4.	13	22. 5. 10	22. 6. 15	
コザ信用金庫	22.	4.	16	22. 5. 17	22. 6. 16	
江差信用金庫	22.	4.	16	22. 5. 13	22. 6. 10	
島根中央信用金庫	22.	4.	20	22. 5. 19	22. 6. 9	
高鍋信用金庫	22.	4.	20	22. 5. 17	22. 6. 18	
宮崎信用金庫	22.	4.	20	22. 5. 17	22. 6. 18	
京都信用金庫	22.	4.	20	22. 5. 13	22. 6. 7	
さわやか信用金庫	22.	4.	20	22. 5. 14	22. 6. 17	
アイオ一信用金庫	22.	4.	20	22. 5. 11	22. 6. 4	
大阪厚生信用金庫	22.	4.	22	22. 5. 17	22. 6. 8	
西兵庫信用金庫	22.	4.	22	22. 5. 17	22. 6. 8	
佐原信用金庫	22.	5.	10	22. 5. 20	22. 6. 15	
筑後信用金庫	22.	5.	10	22. 5. 24	22. 6. 22	
高岡信用金庫	22.	5.	13	22. 5. 24	22. 6. 11	
延岡信用金庫	22.	5.	17	22. 5. 31	22. 6. 11	
伊万里信用金庫	22.	5.	17	22. 5. 31	22. 6. 11	22. 6. 30
知多信用金庫	22.	5.	18	22. 5. 27	22. 6. 15	

【財務局検査】

(平成22年6月30日現在)

信用金庫名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
高山信用金庫	22. 5. 18	22. 5. 27	22. 6. 18	
秋田信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 17	
石巻信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 17	
上越信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 2	22. 6. 17	
加茂信用金庫	22. 5. 24	22. 6. 3		
東 柴 信用金庫	22. 5. 24	22. 6. 3	22. 6. 16	
日 高 信用金庫	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	
渡 島 信用金庫	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	
愛 知 信用金庫	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	
中 日 信用金庫	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	
館 林 信用金庫	22. 5. 28	22. 6. 9	22. 6. 22	
足立成和信用金庫	22. 6. 29			
目黒信用金庫	22. 6. 29			

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

信用組合名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
全国信用協同組合連合会	22. 5. 10	22. 5. 25		

【財務局検査】

(平成22年6月30日現在)

信用組合名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鹿児島興業信用組合	21. 7. 27	21. 8. 20	21. 9. 18	21. 12. 15
青森県信用組合	21. 8. 3	21. 8. 24	21. 9. 30	21. 12. 21
いわき信用組合	21. 8. 3	21. 8. 24	21. 9. 25	21. 12. 17
朝銀西信用組合	21. 8. 4	21. 8. 26	21. 10. 5	21. 12. 24
イオ信用組合	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 12. 17	22. 3. 17
兵庫県信用組合	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 6	21. 12. 25
淡陽信用組合	21. 8. 17	21. 8. 31	21. 10. 7	21. 12. 25
茨城県信用組合	21. 8. 18	21. 9. 2	21. 10. 16	22. 1. 14
福岡県中央信用組合	21. 8. 18	21. 9. 1	21. 10. 14	22. 1. 12
あかぎ信用組合	21. 8. 19	21. 9. 3	21. 10. 20	22. 1. 8
北部信用組合	21. 8. 20	21. 9. 4	21. 10. 19	22. 1. 8
東京都職員信用組合	21. 8. 20	21. 8. 27	21. 9. 11	21. 11. 13
大阪府警察信用組合	21. 9. 14	21. 9. 28	21. 10. 9	21. 12. 25
東京消防信用組合	21. 9. 29	21. 10. 7	21. 10. 23	21. 12. 9
宿毛商銀信用組合	21. 10. 21	21. 11. 9	21. 12. 2	22. 2. 25
信用組合愛知商銀	21. 10. 23	21. 11. 9	22. 1. 20	22. 5. 26
大同信用組合	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 9	22. 3. 3
中央信用組合	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 8	22. 3. 4
富士信用組合	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 16	22. 3. 16
佐賀東信用組合	21. 10. 26	21. 11. 9	21. 12. 11	22. 2. 5
福江信用組合	21. 10. 26	21. 11. 9	21. 12. 8	22. 1. 25
七島信用組合	21. 10. 28	21. 11. 16	22. 1. 29	22. 4. 30
新栄信用組合	21. 10. 30	21. 11. 17	22. 1. 20	22. 4. 28
青和信用組合	21. 10. 30	21. 11. 17	22. 1. 29	22. 4. 23
東群馬信用組合	21. 10. 30	21. 11. 18	22. 2. 10	22. 5. 26
太陽信用組合	21. 11. 6	21. 11. 24	22. 1. 22	22. 4. 8
あすなろ信用組合	21. 11. 10	21. 11. 26	22. 2. 26	22. 6. 8
会津商工信用組合	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 25	22. 6. 22
山口県信用組合	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 9
ウリ信用組合	22. 2. 5	22. 2. 22	22. 3. 30	22. 6. 11
熊本県信用組合	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 26	22. 6. 22
京滋信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 29	22. 6. 22
兵庫ひまわり信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 26	22. 6. 21
大阪府医師信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 10	22. 5. 26
銚子商工信用組合	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 15	22. 5. 14
埼玉信用組合	22. 2. 9	22. 2. 22	22. 3. 17	22. 6. 1
金沢中央信用組合	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 3	22. 6. 1
滋賀県民信用組合	22. 3. 15	22. 3. 24	22. 4. 9	22. 6. 17
富山県信用組合	22. 4. 2	22. 4. 19	22. 5. 27	

【財務局検査】

(平成22年6月30日現在)

信用組合名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
中ノ郷信用組合	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 4. 28	22. 6. 23
三條信用組合	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 5. 11	22. 6. 22
君津信用組合	22. 4. 6	22. 4. 19	22. 5. 12	
神奈川県医師信用組合	22. 4. 6	22. 4. 16	22. 5. 10	22. 6. 24
長崎県民信用組合	22. 4. 6	22. 4. 20	22. 6. 30	
古川信用組合	22. 4. 13	22. 5. 10	22. 6. 11	
香川県信用組合	22. 4. 19	22. 5. 13	22. 6. 17	
成協信用組合	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 15	
ミレ信用組合	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 16	
ハナ信用組合	22. 4. 20	22. 5. 14	22. 6. 14	
房総信用組合	22. 4. 23	22. 5. 13	22. 6. 4	
岐阜商工信用組合	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 18	
益田信用組合	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 16	
兵庫県医療信用組合	22. 5. 10	22. 5. 24	22. 6. 4	
福岡県南部信用組合	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 9	22. 6. 30
全東栄信用組合	22. 5. 19	22. 5. 31	22. 6. 11	
山形第一信用組合	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 18	
群馬県医師信用組合	22. 5. 21	22. 6. 2	22. 6. 16	
巻信用組合	22. 5. 24	22. 6. 3		
十勝信用組合	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	
愛知県医療信用組合	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	
愛知県医師信用組合	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 11	
富山県医師信用組合	22. 6. 8	22. 6. 17	22. 6. 23	

資料19-1-9 労働金庫に対する検査の実施状況

【財務局検査】

(平成22年6月30日現在)

労働金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
沖縄県労働金庫	21. 8. 17	21. 9. 7	21. 10. 6	21. 12. 25
東海労働金庫	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 3	22. 3. 1

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-10 信用農業協同組合等に対する検査の実施状況

信用農業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

連 合 会 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
農 林 中 央 金 庫	21. 8. 27	21. 9. 10	21. 11. 10	22. 2. 9

【財務局検査】

(平成22年6月30日現在)

連 合 会 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
石 川 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	21. 10. 28	21. 11. 11	21. 11. 27	22. 3. 10
京 都 府 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	—	21. 10. 29	21. 12. 4	22. 2. 24
大 分 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	21. 11. 12	21. 11. 30	21. 12. 18	22. 3. 29

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-11 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査の実施状況

【主要行等】

(平成22年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほ銀行	22. 5. 10	22. 5. 28		
全国信用協同組合連合会	22. 5. 10	22. 5. 25		

【地方銀行】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
百五銀行	22. 2. 4	22. 2. 23	22. 4. 8	22. 6. 29
百十四銀行	22. 2. 5	22. 2. 24	22. 4. 8	
北越銀行	22. 2. 8	22. 2. 26	22. 4. 13	22. 6. 30
紀陽銀行	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 4. 9	22. 6. 29
西日本シティ銀行	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 4. 19	
北國銀行	22. 2. 16	22. 3. 4	22. 4. 16	
滋賀銀行	22. 2. 22	22. 3. 5	22. 4. 9	
山口銀行	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 15	22. 6. 24
第四銀行	22. 3. 1	22. 3. 11	22. 4. 16	22. 6. 30
岩手銀行	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 15	
四国銀行	22. 4. 21	22. 5. 13	22. 6. 11	
千葉興業銀行	22. 5. 11	22. 5. 26	22. 6. 24	
清水銀行	22. 5. 11	22. 5. 28	22. 6. 28	
福井銀行	22. 5. 11	22. 5. 25	22. 6. 23	
宮崎銀行	22. 5. 11	22. 5. 25	22. 6. 23	
福岡銀行	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 22	
親和銀行	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 21	

【第二地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
沖縄海邦銀行	22. 2. 5	22. 2. 24	22. 4. 9	
仙台銀行	22. 2. 8	22. 2. 25	22. 4. 8	
京葉銀行	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 24	22. 6. 24
熊本ファミリー銀行	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 16	22. 6. 28
大光銀行	22. 4. 9	22. 4. 26	22. 6. 18	
トマト銀行	22. 4. 13	22. 5. 12	22. 6. 9	
きらやか銀行	22. 4. 20	22. 5. 20	22. 6. 24	
みなと銀行	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 16	
西京銀行	22. 4. 21	22. 5. 21		
静岡中央銀行	22. 5. 11	22. 5. 28	22. 6. 25	

【外国金融機関】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ニューヨークメロン信託銀行	22. 4. 12	22. 5. 11	22. 6. 17	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

【信用金庫】

(平成22年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鶴岡信用金庫	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 25	22. 6. 16
新庄信用金庫	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 29	22. 6. 10
吉備信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 2
備前信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 29	22. 6. 25
東山口信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 29	22. 6. 21
沼津信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 8	22. 6. 8
瀬戸信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 14
蒲郡信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 8	22. 6. 7
西尾信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 8
東濃信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 11
三島信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 4. 28	
大地みらい信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 22	22. 3. 24	22. 6. 22
稚内信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 17	22. 3. 11	22. 6. 3
熊本信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 30	22. 6. 21
阿南信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 26	22. 6. 16
十三信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 3. 18	22. 6. 15
淡路信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 3. 19	22. 6. 16
城北信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 19	22. 3. 24	22. 6. 17
利根郡信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 4. 7	22. 6. 30
幡多信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 15
横浜信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 16	22. 6. 16
足利小山信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 12	22. 6. 9
川崎信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 19	22. 3. 16	22. 6. 16
大田原信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 23	22. 3. 23	22. 6. 21
諏訪信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 18
一関信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 29
長野信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 25	22. 3. 24	22. 6. 24
新潟信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 23	22. 3. 17	22. 6. 16
三条信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 23	22. 3. 17	22. 6. 16
富山信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 16	22. 6. 10
のと共栄信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 16	22. 6. 16
飯塚信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 10
大川信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 30	22. 5. 13
あぶくま信用金庫	22. 2. 16	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 15
奄美大島信用金庫	22. 2. 19	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 6. 3
上田信用金庫	22. 2. 23	22. 3. 8	22. 4. 9	22. 6. 24
世田谷信用金庫	22. 3. 15	22. 3. 24	22. 4. 8	22. 6. 25
焼津信用金庫	22. 3. 23	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 6. 29

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大垣信用金庫	22. 3. 23	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 6. 30
掛川信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 5. 14	
磐田信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 4. 28	22. 6. 25
豊田信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 4. 28	22. 6. 29
埼玉縣信用金庫	22. 4. 2	22. 4. 14	22. 5. 13	
鶴来信用金庫	22. 4. 2	22. 4. 13	22. 4. 22	
天草信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 4. 28	
花巻信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 19	22. 5. 12	
仙南信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 19	22. 5. 14	22. 5. 31
二本松信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 5. 14	
新発田信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 5. 12	
東京三協信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 20	22. 5. 12	22. 7. 1
苫小牧信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 20	22. 6. 28
北海信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25
網走信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25
興産信用金庫	22. 4. 9	22. 4. 21	22. 5. 26	
日生信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 11	22. 6. 11	
防府信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 11	22. 6. 11	
東奥信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 10	22. 6. 15	
コザ信用金庫	22. 4. 16	22. 5. 17	22. 6. 16	
江差信用金庫	22. 4. 16	22. 5. 13	22. 6. 10	
島根中央信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 19	22. 6. 9	
高鍋信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 18	
宮崎信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 18	
京都信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 7	
さわやか信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 14	22. 6. 17	
アイオ一信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 11	22. 6. 4	
大阪厚生信用金庫	22. 4. 22	22. 5. 17	22. 6. 8	
西兵庫信用金庫	22. 4. 22	22. 5. 17	22. 6. 8	
佐原信用金庫	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 15	
筑後信用金庫	22. 5. 10	22. 5. 24	22. 6. 22	
高岡信用金庫	22. 5. 13	22. 5. 24	22. 6. 11	
延岡信用金庫	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 11	
伊万里信用金庫	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 11	22. 6. 30
知多信用金庫	22. 5. 18	22. 5. 27	22. 6. 15	
高山信用金庫	22. 5. 18	22. 5. 27	22. 6. 18	
秋田信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 17	
石巻信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 17	
上越信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 2	22. 6. 17	

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
加 茂 信 用 金 庫	22. 5. 24	22. 6. 3		
東 榮 信 用 金 庫	22. 5. 24	22. 6. 3	22. 6. 16	
日 高 信 用 金 庫	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	
渡 島 信 用 金 庫	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	
愛 知 信 用 金 庫	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	
中 日 信 用 金 庫	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	
館 林 信 用 金 庫	22. 5. 28	22. 6. 9	22. 6. 22	
足 立 成 和 信 用 金 庫	22. 6. 29			
目 黒 信 用 金 庫	22. 6. 29			

【信用組合】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
会津商工信用組合	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 25	22. 6. 22
山口県信用組合	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 9
ウリ信用組合	22. 2. 5	22. 2. 22	22. 3. 30	22. 6. 11
熊本県信用組合	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 26	22. 6. 22
京滋信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 29	22. 6. 22
兵庫ひまわり信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 26	22. 6. 21
大阪府医師信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 10	22. 5. 26
銚子商工信用組合	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 15	22. 5. 14
埼玉信用組合	22. 2. 9	22. 2. 22	22. 3. 17	22. 6. 1
金沢中央信用組合	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 3	22. 6. 1
滋賀県民信用組合	22. 3. 15	22. 3. 24	22. 4. 9	22. 6. 17
富山県信用組合	22. 4. 2	22. 4. 19	22. 5. 27	
中ノ郷信用組合	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 4. 28	22. 6. 23
三條信用組合	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 5. 11	22. 6. 22
君津信用組合	22. 4. 6	22. 4. 19	22. 5. 12	
神奈川県医師信用組合	22. 4. 6	22. 4. 16	22. 5. 10	22. 6. 24
長崎県民信用組合	22. 4. 6	22. 4. 20	22. 6. 30	
古川信用組合	22. 4. 13	22. 5. 10	22. 6. 11	
香川県信用組合	22. 4. 19	22. 5. 13	22. 6. 17	
成協信用組合	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 15	
ミレ信用組合	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 16	
ハナ信用組合	22. 4. 20	22. 5. 14	22. 6. 14	
房総信用組合	22. 4. 23	22. 5. 13	22. 6. 4	
岐阜商工信用組合	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 18	
益田信用組合	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 16	
兵庫県医療信用組合	22. 5. 10	22. 5. 24	22. 6. 4	
福岡県南部信用組合	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 9	22. 6. 30
全東栄信用組合	22. 5. 19	22. 5. 31	22. 6. 11	
山形第一信用組合	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 18	
群馬県医師信用組合	22. 5. 21	22. 6. 2	22. 6. 16	
巻信用組合	22. 5. 24	22. 6. 3		
十勝信用組合	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	
愛知県医療信用組合	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	
愛知県医師信用組合	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 11	
富山県医師信用組合	22. 6. 8	22. 6. 17	22. 6. 23	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-12 保険会社等に対する検査の実施状況

保険持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

保 険 持 株 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友海上グループホールディングス	21. 11. 6	21. 11. 24	22. 2. 22	22. 6. 15

生命保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

生 命 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
第 一 生 命 保 険	21. 8. 19	21. 9. 2	21. 10. 23	21. 12. 22
アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス 日本支社	21. 8. 19	21. 9. 2	21. 10. 23	22. 2. 4
ア イ エ ヌ ジ ー 生 命 保 険	21. 8. 25	21. 9. 7	21. 10. 23	22. 1. 14
三井住友海上きらめき生命保険	21. 11. 6	21. 11. 20	22. 1. 21	22. 5. 17
住 友 生 命 保 険	22. 1. 27	22. 2. 10	22. 4. 13	
三井住友海上メットライフ生命保険	22. 2. 2	22. 2. 16	22. 3. 29	
あ い お い 生 命 保 険	22. 2. 10	22. 2. 26	22. 4. 12	
エイアイジー・スター生命保険	22. 4. 16	22. 5. 14	22. 6. 21	
AIG エジソン生命保険	22. 4. 21	22. 5. 19	22. 6. 24	
アメリカーン・ライフ・ インシュアランス・カンパニー	22. 5. 10	22. 5. 21		

損害保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

損 害 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険	21. 10. 30	21. 11. 16	22. 1. 20	22. 4. 26
あ い お い 損 害 保 険	21. 11. 6	21. 11. 24	22. 1. 29	22. 4. 26
三井住友海上火災保険	21. 11. 6	21. 11. 24	22. 2. 22	22. 6. 15
三井ダイレクト損害保険	22. 2. 10	22. 2. 25	22. 4. 7	
そんぽ24損害保険	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 21	
エ ー ス 損 害 保 険	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

外国金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
アイエヌジー バンク エヌ ヴィ 東京支店	21. 8. 18	21. 8. 26	21. 9. 11	21. 11. 27
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ ビーエルシー 東京支店	21. 8. 18	21. 8. 25	21. 10. 9	22. 2. 22
アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ ジャパン・リミテッド	21. 8. 18	21. 8. 25	21. 10. 9	22. 2. 22
パークレイズ銀行 東京支店	21. 8. 25	21. 9. 4	21. 10. 16	22. 2. 10
コメルツ銀行 東京支店	21. 8. 25	21. 9. 17	21. 10. 23	22. 3. 16
中国建設銀行 東京支店	21. 10. 8	21. 10. 19	21. 11. 10	22. 2. 18
香港上海銀行 在日支店	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 14	22. 3. 12
エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ ジャパン・リミテッド	21. 10. 23	21. 11. 9	21. 12. 14	22. 3. 2
ラボバンク ネーデルランド 東京支店	21. 11. 6	21. 11. 17	21. 12. 16	22. 3. 29
インドステイト銀行 在日支店	21. 11. 20	21. 12. 3	22. 1. 20	22. 4. 21
オーストラリア・ニュージーランド銀行 在日支店	22. 1. 20	22. 2. 2	22. 3. 12	22. 6. 2
スタンダード チャータード銀行 在日支店	22. 1. 20	22. 2. 8	22. 3. 26	22. 6. 29
ノヴァ・スコシア銀行 東京支店	22. 1. 26	22. 2. 5	22. 3. 4	22. 5. 19
パキスタン・ナショナル銀行 在日支店	22. 1. 29	22. 2. 10	22. 3. 9	22. 6. 2
クレディ・アグリコル銀行 東京支店	22. 2. 24	22. 3. 9	22. 5. 19	
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・ アジア・ビー・ヴィ	22. 2. 24	22. 3. 9	22. 5. 19	
交通銀行 東京支店	22. 3. 23	22. 4. 12	22. 4. 23	22. 6. 11
ピーティー・バンクネガラインドネシア (ペルセロ)・ティービーケー 東京支店	22. 4. 7	22. 4. 20	22. 6. 11	
ドイチェ・バンク・アクチ エンゲゼルシャフト 東京支店	22. 4. 9	22. 4. 22	22. 6. 18	
ド イ ツ 証 券	22. 4. 9	22. 4. 22	22. 6. 18	
ニューヨークメロン信託銀行	22. 4. 12	22. 5. 11	22. 6. 17	
ユバフーアラブ・フランス連合銀行 在日支店	22. 5. 17	22. 6. 7	22. 6. 18	

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-14 政策金融機関等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成22年6月30日現在)

政策金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
日本政策金融公庫	22. 5. 10.	22. 5. 26.		

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

平成20検査事務年度における検査計画及びその実績

		計画	実績
	銀行	95	104
	信用金庫・信用組合	175	168
	労働金庫、信農・漁連	15	13
預金等受入金融機関計		285	285
保険会社		20	19
	貸金業者	120	121
	前払式証票発行者	155	154
	その他	10	6
その他の金融機関計		285	281

(注) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含まれている。

【主要行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	21. 4. 6	21. 4. 20	21. 7. 1	21. 10. 1
住友信託銀行	21. 5. 26	21. 6. 4	21. 7. 17	21. 10. 16
中央三井信託銀行	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 7. 17	21. 10. 16
みずほ銀行	21. 5. 7	21. 5. 25	21. 7. 29	21. 10. 29
みずほコーポレート銀行	21. 2. 5	21. 2. 23	21. 6. 26	21. 9. 18
みずほ信託銀行	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 7. 23	21. 10. 23
三菱東京UFJ銀行	21. 2. 5	21. 2. 23	21. 6. 23	21. 9. 18
三菱UFJ信託銀行	21. 5. 7	21. 5. 21	21. 6. 23	21. 9. 17
りそな銀行	21. 4. 6	21. 4. 20	21. 6. 29	21. 9. 29

【地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北海道銀行	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 19	21. 9. 17
みちのく銀行	21. 4. 13	21. 5. 11	21. 6. 18	21. 8. 4
七十七銀行	21. 4. 13	21. 5. 11	21. 6. 22	21. 9. 17
山形銀行	21. 4. 13	21. 5. 11	21. 6. 22	21. 9. 18
八十二銀行	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 17	21. 9. 16
常陽銀行	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 19	21. 9. 17
埼玉りそな銀行	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 22	21. 9. 17
琉球銀行	21. 4. 13	21. 5. 8	21. 6. 18	21. 9. 17
山陰合同銀行	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 6. 18	21. 9. 17
中国銀行	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 6. 18	21. 9. 18
筑邦銀行	21. 4. 14	21. 5. 12	21. 6. 12	21. 9. 11
近畿大阪銀行	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 19	21. 9. 18
大分銀行	21. 4. 21	21. 5. 14	21. 6. 12	21. 9. 10
三重銀行	21. 4. 22	21. 5. 14	21. 6. 16	21. 9. 14
大垣共立銀行	21. 4. 22	21. 5. 14	21. 6. 15	21. 9. 10
北陸銀行	21. 5. 11	21. 5. 22	21. 6. 19	21. 9. 18

【第二地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
もみじ銀行	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 6. 18	21. 9. 15
長崎銀行	21. 4. 14	21. 5. 12	21. 6. 12	21. 9. 11
徳島銀行	21. 4. 15	21. 5. 12	21. 6. 19	21. 9. 17
関西アーバン銀行	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 24	21. 9. 18
宮崎太陽銀行	21. 4. 21	21. 5. 14	21. 6. 12	21. 9. 10
東和銀行	21. 5. 25	21. 6. 8	21. 8. 20	21. 11. 17

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

【信用金庫】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
銚子信用金庫	21. 4. 2	21. 4. 20	21. 6. 10	21. 9. 8
気仙沼信用金庫	21. 4. 10	21. 5. 11	21. 6. 9	21. 9. 1
伊達信用金庫	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 11	21. 9. 11
北星信用金庫	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 11	21. 9. 11
しまなみ信用金庫	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 6. 11	21. 9. 10
佐賀信用金庫	21. 4. 14	21. 5. 12	21. 6. 9	21. 7. 14
大阪信用金庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 19	21. 9. 18
尼崎信用金庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 19	21. 9. 16
但馬信用金庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 11	21. 9. 3
奈良信用金庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 11	21. 9. 8
新宮信用金庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 11	21. 8. 27
高知信用金庫	21. 4. 15	21. 5. 12	21. 6. 11	21. 9. 11
鹿児島相互信用金庫	21. 4. 21	21. 5. 14	21. 6. 12	21. 9. 8
島田信用金庫	21. 4. 22	21. 5. 14	21. 6. 11	21. 9. 9
八幡信用金庫	21. 5. 7	21. 5. 21	21. 6. 16	21. 9. 7
砺波信用金庫	21. 5. 11	21. 5. 25	21. 6. 19	21. 9. 17
北陸信用金庫	21. 5. 11	21. 5. 25	21. 6. 30	21. 9. 30
高崎信用金庫	21. 5. 21	21. 6. 8	21. 8. 28	21. 11. 19

【信用組合】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
石巻商工信用組合	21. 4. 2	21. 4. 20	21. 5. 26	21. 8. 18
半原信用組合	21. 4. 2	21. 4. 20	21. 6. 5	21. 9. 3
神奈川県歯科医師信用組合	21. 4. 21	21. 5. 13	21. 6. 11	21. 9. 10
愛知県中央信用組合	21. 5. 7	21. 5. 21	21. 6. 16	21. 9. 10
ミレ信用組合	21. 5. 11	21. 5. 20	21. 6. 17	21. 9. 4
中央商銀信用組合	21. 5. 19	21. 6. 11	22. 4. 7	
杜陵信用組合	21. 6. 3	21. 6. 15	21. 6. 23	21. 9. 7

【信用農業協同組合連合会】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
茨城県信用農業協同組合連合会	21. 5. 21	21. 6. 8	21. 6. 23	21. 9. 14
埼玉県信用農業協同組合連合会	21. 5. 21	21. 6. 8	21. 6. 22	21. 9. 18

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-17 グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況

(本邦金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソニーフィナンシャルホールディングス	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 17	20. 12. 12
ソニー生命	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 17	20. 12. 12
ソニー損害	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 10	20. 12. 2
ソニー銀行	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 10	20. 12. 2

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ふくおかフィナンシャルグループ	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17
福岡銀行	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17
熊本ファミリー銀行	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
富士火災海上	21. 1. 26	21. 2. 10	21. 3. 19	21. 6. 17
富士生命	21. 1. 28	21. 2. 10	21. 3. 11	21. 6. 2

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
明治安田生命	21. 3. 3	21. 3. 23	21. 6. 23	21. 9. 18
明治安田損害	21. 4. 17	21. 5. 11	21. 6. 23	21. 9. 17

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
損害保険ジャパン	20. 10. 31	20. 11. 20	21. 2. 5	21. 4. 28
セゾン自動車火災	20. 10. 31	20. 11. 20	21. 1. 16	21. 3. 23

(外国金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ステート・ストリート信託銀行	21. 4. 17	21. 5. 12	21. 6. 15	21. 9. 17
ステート・ストリート銀行東京支店	21. 4. 17	21. 5. 12	21. 6. 19	21. 9. 17

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-18 通年・専担検査の実施状況

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	-	-	-	-	-
三井住友銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	20. 10. 31	20. 11. 20	21. 2. 3	21. 4. 28
	部 分	21. 4. 6	21. 4. 20	21. 7. 1	21. 10. 1

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	-	-	-	-	-
みずほ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	20. 8. 18	20. 9. 3	20. 11. 14	21. 2. 23
	部 分	21. 5. 7	21. 5. 25	21. 7. 29	21. 10. 29
みずほコーポレート銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	21. 2. 5	21. 2. 23	21. 6. 26	21. 9. 18
みずほ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 7. 23	21. 10. 23

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱UFJフィナンシャル・グループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	-	-	-	-	-
三菱東京UFJ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	21. 2. 5	21. 2. 23	21. 6. 23	21. 9. 18
三菱UFJ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	20. 10. 28	20. 11. 18	21. 1. 21	21. 4. 1
	部 分	21. 5. 7	21. 5. 21	21. 6. 23	21. 9. 17

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	-	20. 8. 18	-	-	-
りそな銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	20. 8. 18	20. 9. 3	20. 10. 31	21. 1. 27
	部 分	21. 4. 6	21. 4. 20	21. 6. 29	21. 9. 29

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
住友信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	21. 5. 26	21. 6. 4	21. 7. 17	21. 10. 16

金融機関等名	検査区分/方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
中央三井トラスト・ホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	-	-	-	-	-
中央三井信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入		-
	部 分	20. 11. 13	20. 12. 1	21. 2. 3	21. 4. 23
	部 分	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 7. 17	21. 10. 16

(注1) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注2) 三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行については、本店の検査実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-19 システム統合リスク検査の実施状況

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ふくおかフィナンシャルグループ	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17
福岡銀行	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17
熊本ファミリー銀行	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ゆうちょ銀行(注1)	20. 8. 19	20. 9. 9	20. 11. 25	20. 12. 8

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

(注1) システムの一部については平成20年11月5日に結果通知済み

資料19-1-20 平成20検査事務年度における検査実施状況

I. 銀行等に対する検査の実施状況

銀行持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
中央三井トラスト・ ホールディングス	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
みずほ フィナンシャルグループ	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
りそなホールディングス	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
ソニーフィナンシャルホールディングス	総合	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 17	20. 12. 12
ふくおかフィナンシャルグループ	システム統合リスク	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17

（注1）一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専断検査の枠組みの中で、持株会社に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

（注）当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照）

主要行等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
住友信託銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
中央三井信託銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
みずほ銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
みずほコーポレート銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
みずほ信託銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
三菱東京UFJ銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
三菱UFJ信託銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
りそな銀行	通年・専担	20. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		-
野村信託銀行部	分	20. 8. 18	20. 9. 2	20. 10. 10	20. 12. 16
ジャパンネット銀行部	分	20. 8. 18	20. 9. 2	20. 10. 10	20. 12. 17
ソニー銀行部	分	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 10	20. 12. 2
ゆうちょ銀行（注2）	システム統合リスク	20. 8. 19	20. 9. 9	20. 11. 25	20. 12. 8
シティバンク銀行総	合	20. 10. 27	20. 11. 17	21. 1. 23	21. 4. 3
日本マスタートラスト信託銀行部	分	20. 11. 6	20. 11. 18	21. 1. 16	21. 3. 30
日本トラスティ・サービス信託銀行部	分	20. 11. 7	20. 11. 21	21. 1. 20	21. 4. 8
整理回収機構部	分	21. 5. 7	21. 5. 20	21. 6. 23	21. 9. 25
日本振興銀行（注3）部	分	21. 5. 26	21. 6. 16	22. 3. 15	22. 4. 27

（注1）以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行グループの銀行持株会社に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

（注2）システム統合リスク検査の一部については、平成20年11月5日に検査結果通知済み。

（注3）一部については、平成22年4月16日に検査結果通知済み。

【参考：主な検査実施状況】

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行部	分	20. 10. 31	20. 11. 20	21. 2. 3	21. 4. 28
三井住友銀行部	分	21. 4. 6	21. 4. 20	21. 7. 1	21. 10. 1
住友信託銀行部	分	21. 5. 26	21. 6. 4	21. 7. 17	21. 10. 16
中央三井信託銀行部	分	20. 11. 13	20. 12. 1	21. 2. 3	21. 4. 23
中央三井信託銀行部	分	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 7. 17	21. 10. 16
みずほ銀行部	分	20. 8. 18	20. 9. 3	20. 11. 14	21. 2. 23
みずほ銀行部	分	21. 5. 7	21. 5. 25	21. 7. 29	21. 10. 29
みずほコーポレート銀行部	分	21. 2. 5	21. 2. 23	21. 6. 26	21. 9. 18
みずほ信託銀行部	分	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 7. 23	21. 10. 23
三菱UFJ信託銀行部	分	20. 10. 28	20. 11. 18	21. 1. 21	21. 4. 1
三菱UFJ信託銀行部	分	21. 5. 7	21. 5. 21	21. 6. 23	21. 9. 17
三菱東京UFJ銀行部	分	21. 2. 5	21. 2. 23	21. 6. 23	21. 9. 18
りそな銀行部	分	20. 8. 18	20. 9. 3	20. 10. 31	21. 1. 27
りそな銀行部	分	21. 4. 6	21. 4. 20	21. 6. 29	21. 9. 29

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照）

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融庁検査：地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東北銀行	20. 8. 18	20. 9. 4	20. 10. 10	20. 12. 11
静岡銀行	20. 8. 18	20. 9. 4	20. 10. 17	21. 1. 14
スルガ銀行	20. 8. 18	20. 9. 4	20. 10. 20	21. 1. 15
福岡銀行（注1）	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17
北都銀行	20. 10. 28	20. 11. 18	21. 1. 23	21. 4. 17
沖縄銀行	21. 1. 22	21. 2. 6	21. 3. 19	21. 5. 25
伊予銀行	21. 1. 28	21. 2. 13	21. 3. 27	21. 6. 12
武蔵野銀行	21. 1. 30	21. 2. 16	21. 4. 3	21. 6. 24
横浜銀行	21. 2. 3	21. 2. 18	21. 4. 16	21. 6. 26
千葉銀行	21. 2. 16	21. 3. 9	21. 5. 12	21. 7. 2

【金融庁検査：第二地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
富山第一銀行	20. 8. 18	20. 9. 4	20. 10. 10	20. 12. 10
熊本ファミリー銀行（注2）	20. 8. 19	20. 9. 10	20. 10. 17	20. 11. 17
福岡中央銀行	20. 10. 24	20. 11. 13	20. 12. 19	21. 3. 6
長野銀行	20. 10. 27	20. 11. 14	21. 1. 9	21. 4. 3
栃木銀行	20. 10. 28	20. 11. 18	21. 1. 16	21. 4. 16
大正銀行	21. 1. 22	21. 2. 6	21. 3. 26	21. 6. 25

（注1）及び（注2） システム統合リスク検査

（注）当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照）

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【財務局検査：地方銀行】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
南 都 銀 行	20. 7. 28	20. 8. 25	20. 10. 16	21. 1. 13
清 水 銀 行	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 14	21. 1. 14
東 邦 銀 行	20. 10. 10	20. 10. 29	20. 12. 5	21. 3. 3
但 馬 銀 行	20. 10. 20	20. 11. 5	20. 12. 18	21. 3. 13
群 馬 銀 行	20. 10. 27	20. 11. 10	20. 12. 12	21. 3. 11
富 山 銀 行	20. 10. 27	20. 11. 11	20. 12. 18	21. 3. 16
肥 後 銀 行	20. 11. 5	20. 11. 19	21. 1. 16	21. 4. 9
阿 波 銀 行	21. 1. 21	21. 2. 5	21. 3. 19	21. 6. 18
十 八 銀 行	21. 1. 22	21. 2. 9	21. 3. 23	21. 6. 10
東 京 都 民 銀 行	21. 1. 22	21. 2. 9	21. 3. 23	21. 6. 23
山 梨 中 央 銀 行	21. 1. 22	21. 2. 9	21. 4. 8	21. 6. 29
広 島 銀 行	21. 1. 28	21. 2. 10	21. 4. 6	21. 6. 30
京 都 銀 行	21. 2. 2	21. 2. 18	21. 3. 27	21. 6. 23
北 海 道 銀 行	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 19	21. 9. 17
み ち の く 銀 行	21. 4. 13	21. 5. 11	21. 6. 18	21. 8. 4
七 十 七 銀 行	21. 4. 13	21. 5. 11	21. 6. 22	21. 9. 17
山 形 銀 行	21. 4. 13	21. 5. 11	21. 6. 22	21. 9. 18
八 十 二 銀 行	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 17	21. 9. 16
常 陽 銀 行	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 19	21. 9. 17
埼 玉 り そ な 銀 行	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 22	21. 9. 17
琉 球 銀 行	21. 4. 13	21. 5. 8	21. 6. 18	21. 9. 17
山 陰 合 同 銀 行	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 6. 18	21. 9. 17
中 国 銀 行	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 6. 18	21. 9. 18
筑 邦 銀 行	21. 4. 14	21. 5. 12	21. 6. 12	21. 9. 11
近 畿 大 阪 銀 行	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 19	21. 9. 18
大 分 銀 行	21. 4. 21	21. 5. 14	21. 6. 12	21. 9. 10
三 重 銀 行	21. 4. 22	21. 5. 14	21. 6. 16	21. 9. 14
大 垣 共 立 銀 行	21. 4. 22	21. 5. 14	21. 6. 15	21. 9. 10
北 陸 銀 行	21. 5. 11	21. 5. 22	21. 6. 19	21. 9. 18

【財務局検査：第二地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大東銀行	20. 7. 28	20. 8. 25	20. 10. 8	20. 12. 24
西京銀行	20. 8. 5	20. 8. 26	20. 9. 30	20. 12. 24
高知銀行	20. 10. 10	20. 10. 27	20. 12. 12	21. 3. 10
中京銀行	20. 10. 24	20. 11. 10	20. 12. 15	21. 3. 13
東京スター銀行	20. 10. 27	20. 11. 10	20. 12. 17	21. 3. 17
トマト銀行	20. 10. 28	20. 11. 13	20. 12. 19	21. 3. 18
第三銀行	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 3. 3	21. 6. 3
福島銀行	21. 1. 22	21. 2. 9	21. 3. 25	21. 6. 25
豊和銀行	21. 1. 28	21. 2. 16	21. 4. 14	21. 6. 25
もみじ銀行	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 6. 18	21. 9. 15
長崎銀行	21. 4. 14	21. 5. 12	21. 6. 12	21. 9. 11
徳島銀行	21. 4. 15	21. 5. 12	21. 6. 19	21. 9. 17
関西アーバン銀行	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 24	21. 9. 18
宮崎太陽銀行	21. 4. 21	21. 5. 14	21. 6. 12	21. 9. 10
東和銀行	21. 5. 25	21. 6. 8	21. 8. 20	21. 11. 17

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

Ⅱ. 信用金庫等に対する検査の実施状況

【財務局検査】

信用金庫名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日						
大阪厚生信用金庫	20.	7.	28	20.	8.	25	20.	9.	26	20.	12.	3
羽後信用金庫	20.	7.	29	20.	8.	25	20.	9.	26	20.	12.	19
秋田ふれあい信用金庫	20.	7.	29	20.	8.	25	20.	10.	1	20.	12.	24
長浜信用金庫	20.	7.	31	20.	8.	25	20.	10.	2	20.	12.	18
新湊信用金庫	20.	8.	4	20.	8.	27	20.	9.	26	20.	12.	12
小浜信用金庫	20.	8.	4	20.	8.	27	20.	9.	25	20.	12.	24
但陽信用金庫	20.	8.	4	20.	8.	25	20.	10.	3	20.	12.	22
札幌信用金庫	20.	8.	5	20.	8.	27	20.	10.	2	20.	12.	8
空知信用金庫	20.	8.	5	20.	8.	27	20.	10.	2	20.	12.	12
鳥取信用金庫	20.	8.	5	20.	8.	26	20.	9.	26	20.	12.	18
山口信用金庫	20.	8.	5	20.	8.	26	20.	9.	26	20.	12.	19
菽信用金庫	20.	8.	5	20.	8.	26	20.	9.	25	20.	12.	19
高松信用金庫	20.	8.	6	20.	8.	25	20.	9.	26	20.	11.	26
川之江信用金庫	20.	8.	6	20.	8.	25	20.	9.	22	20.	11.	27
いちい信用金庫	20.	8.	18	20.	9.	1	20.	10.	9	21.	1.	7
静清信用金庫	20.	8.	18	20.	9.	1	20.	10.	9	21.	1.	9
岐阜信用金庫	20.	8.	18	20.	9.	1	20.	10.	23	21.	1.	23
大分みらい信用金庫	20.	8.	18	20.	9.	1	20.	10.	3	20.	12.	25
鹿児島信用金庫	20.	8.	18	20.	9.	2	20.	10.	3	20.	12.	25
福岡信用金庫	20.	8.	18	20.	9.	1	20.	10.	9	20.	12.	24
東京信用金庫	20.	8.	19	20.	9.	2	20.	10.	20	20.	12.	16
しののめ信用金庫	20.	8.	19	20.	9.	2	20.	11.	5	21.	2.	5
平塚信用金庫	20.	8.	19	20.	9.	2	20.	10.	10	20.	12.	12
西京信用金庫	20.	8.	20	20.	9.	3	20.	10.	15	21.	1.	14
昭和信用金庫	20.	8.	20	20.	9.	3	20.	10.	10	20.	12.	5
西武信用金庫	20.	8.	20	20.	9.	3	20.	10.	17	21.	1.	5
松本信用金庫	20.	8.	21	20.	9.	3	20.	10.	10	20.	12.	18
柏崎信用金庫	20.	8.	21	20.	9.	3	20.	10.	7	21.	1.	6
姫路信用金庫	20.	10.	20	20.	11.	5	20.	12.	17	21.	3.	13
米子信用金庫	20.	10.	20	20.	11.	5	20.	12.	5	21.	3.	5
西九州信用金庫	20.	10.	20	20.	11.	5	20.	12.	19	21.	3.	18
北門信用金庫	20.	10.	23	20.	11.	10	20.	12.	9	21.	3.	5
ひまわり信用金庫	20.	10.	23	20.	11.	10	20.	12.	10	21.	2.	27
中日信用金庫	20.	10.	24	20.	11.	10	20.	12.	10	21.	3.	6
関信用金庫	20.	10.	24	20.	11.	10	20.	12.	9	21.	3.	9
三重信用金庫	20.	10.	24	20.	11.	10	20.	12.	12	21.	3.	12
下北信用金庫	20.	10.	27	20.	11.	17	20.	12.	18	21.	3.	3
新井信用金庫	20.	10.	28	20.	11.	12	20.	12.	10	21.	2.	23
朝日信用金庫	20.	10.	28	20.	11.	12	20.	12.	11	21.	3.	11
飯田信用金庫	20.	10.	28	20.	11.	12	20.	12.	10	21.	3.	6
さがみ信用金庫	20.	10.	28	20.	11.	12	20.	12.	11	21.	3.	5
青木信用金庫	20.	10.	29	20.	11.	13	20.	12.	15	21.	3.	10

【財務局検査】

信用金庫名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
川 口 信 用 金 庫	20. 10. 29	20. 11. 13	20. 12. 10	21. 2. 25
摂 津 水 都 信 用 金 庫	20. 10. 29	20. 11. 12	20. 12. 17	21. 3. 16
神 戸 信 用 金 庫	20. 10. 29	20. 11. 12	20. 12. 12	21. 3. 10
日 新 信 用 金 庫	20. 10. 29	20. 11. 12	20. 12. 12	21. 3. 3
奈 良 中 央 信 用 金 庫	20. 10. 29	20. 11. 12	20. 12. 12	21. 3. 4
大 分 信 用 金 庫	20. 10. 29	20. 11. 12	20. 12. 11	21. 3. 9
に い か わ 信 用 金 庫	20. 10. 30	20. 11. 17	20. 12. 11	21. 3. 5
コ ザ 信 用 金 庫	20. 10. 30	20. 11. 14	20. 12. 15	21. 2. 25
都 城 信 用 金 庫	20. 10. 31	20. 11. 17	20. 12. 5	21. 3. 3
村 上 信 用 金 庫	20. 11. 12	20. 11. 26	20. 12. 18	21. 3. 13
東 京 東 信 用 金 庫	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 2. 25	21. 5. 12
多 摩 信 用 金 庫	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 4. 30	21. 6. 29
豊 川 信 用 金 庫	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 2. 25	21. 5. 19
尾 西 信 用 金 庫	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 2. 27	21. 5. 25
北 伊 勢 上 野 信 用 金 庫	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 3. 3	21. 6. 3
桑 名 信 用 金 庫	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 2. 27	21. 5. 25
結 城 信 用 金 庫	21. 1. 9	21. 1. 27	21. 2. 25	21. 5. 15
佐 野 信 用 金 庫	21. 1. 9	21. 1. 27	21. 3. 2	21. 5. 7
館 山 信 用 金 庫	21. 1. 9	21. 1. 27	21. 2. 24	21. 5. 21
永 和 信 用 金 庫	21. 1. 9	21. 1. 28	21. 3. 6	21. 5. 22
京 都 中 央 信 用 金 庫	21. 1. 9	21. 1. 28	21. 3. 10	21. 5. 21
播 州 信 用 金 庫	21. 1. 9	21. 1. 28	21. 3. 13	21. 5. 27
三 浦 藤 沢 信 用 金 庫	21. 1. 13	21. 1. 28	21. 6. 22	21. 9. 18
甲 府 信 用 金 庫	21. 1. 13	21. 1. 28	21. 3. 3	21. 6. 2
観 音 寺 信 用 金 庫	21. 1. 13	21. 1. 27	21. 2. 25	21. 5. 21
室 蘭 信 用 金 庫	21. 1. 14	21. 1. 28	21. 2. 27	21. 5. 25
北 空 知 信 用 金 庫	21. 1. 14	21. 1. 28	21. 2. 25	21. 5. 22
須 賀 川 信 用 金 庫	21. 1. 15	21. 2. 2	21. 3. 3	21. 5. 21
倉 吉 信 用 金 庫	21. 1. 16	21. 2. 3	21. 3. 6	21. 6. 1
日 本 海 信 用 金 庫	21. 1. 16	21. 2. 3	21. 3. 5	21. 6. 4
水 島 信 用 金 庫	21. 1. 16	21. 2. 3	21. 3. 11	21. 6. 10
玉 島 信 用 金 庫	21. 1. 16	21. 2. 3	21. 3. 6	21. 5. 19
熊 本 中 央 信 用 金 庫	21. 1. 28	21. 2. 12	21. 3. 12	21. 6. 8
敦 賀 信 用 金 庫	21. 2. 6	21. 2. 24	21. 3. 13	21. 6. 12
氷 見 伏 木 信 用 金 庫	21. 2. 27	21. 3. 17	21. 4. 17	21. 7. 16
石 動 信 用 金 庫	21. 2. 27	21. 3. 17	21. 4. 14	21. 7. 9
遠 州 信 用 金 庫	21. 3. 10	21. 3. 24	21. 4. 22	21. 6. 30
芝 信 用 金 庫	21. 3. 11	21. 4. 2	21. 5. 14	21. 7. 27
巢 鴨 信 用 金 庫	21. 3. 11	21. 4. 2	21. 4. 30	21. 6. 25
中 栄 信 用 金 庫	21. 3. 12	21. 4. 2	21. 4. 30	21. 6. 29
飯 能 信 用 金 庫	21. 3. 16	21. 4. 6	21. 5. 28	21. 8. 26
銚 子 信 用 金 庫	21. 4. 2	21. 4. 20	21. 6. 10	21. 9. 8
気 仙 沼 信 用 金 庫	21. 4. 10	21. 5. 11	21. 6. 9	21. 9. 1

【財務局検査】

信用金庫名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
伊 達 信 用 金 庫	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 11	21. 9. 11
北 星 信 用 金 庫	21. 4. 13	21. 5. 12	21. 6. 11	21. 9. 11
し ま な み 信 用 金 庫	21. 4. 14	21. 5. 11	21. 6. 11	21. 9. 10
佐 賀 信 用 金 庫	21. 4. 14	21. 5. 12	21. 6. 9	21. 7. 14
大 阪 信 用 金 庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 19	21. 9. 18
尼 崎 信 用 金 庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 19	21. 9. 16
但 馬 信 用 金 庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 11	21. 9. 3
奈 良 信 用 金 庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 11	21. 9. 8
新 宮 信 用 金 庫	21. 4. 15	21. 5. 11	21. 6. 11	21. 8. 27
高 知 信 用 金 庫	21. 4. 15	21. 5. 12	21. 6. 11	21. 9. 11
鹿 児 島 相 互 信 用 金 庫	21. 4. 21	21. 5. 14	21. 6. 12	21. 9. 8
島 田 信 用 金 庫	21. 4. 22	21. 5. 14	21. 6. 11	21. 9. 9
八 幡 信 用 金 庫	21. 5. 7	21. 5. 21	21. 6. 16	21. 9. 7
砺 波 信 用 金 庫	21. 5. 11	21. 5. 25	21. 6. 19	21. 9. 17
北 陸 信 用 金 庫	21. 5. 11	21. 5. 25	21. 6. 30	21. 9. 30
高 崎 信 用 金 庫	21. 5. 21	21. 6. 8	21. 8. 28	21. 11. 19

Ⅲ. 信用組合に対する検査の実施状況

【財務局検査】

信用組合名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
大 阪 協 栄 信 用 組 合	20. 7. 28	20. 8. 25	20. 10. 3	20. 12. 25
の ぞ み 信 用 組 合	20. 7. 28	20. 8. 25	20. 9. 30	20. 12. 25
山 形 第 一 信 用 組 合	20. 7. 29	20. 8. 25	20. 9. 30	20. 12. 18
山 形 県 医 師 信 用 組 合	20. 7. 30	20. 8. 25	20. 9. 8	20. 11. 12
北 央 信 用 組 合	20. 8. 5	20. 8. 27	20. 10. 2	20. 12. 15
両 備 信 用 組 合	20. 8. 5	20. 8. 26	20. 9. 25	20. 12. 24
福 岡 県 医 師 信 用 組 合	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 9. 22	20. 11. 17
佐 世 保 中 央 信 用 組 合	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 7	20. 12. 2
長 野 県 信 用 組 合	20. 8. 20	20. 9. 3	20. 10. 8	20. 12. 19
東 信 用 組 合	20. 8. 20	20. 9. 3	20. 10. 6	20. 11. 27
あ す か 信 用 組 合	20. 8. 21	20. 9. 3	20. 10. 14	20. 12. 10
共 立 信 用 組 合	20. 8. 21	20. 9. 3	20. 10. 10	20. 12. 15
協 栄 信 用 組 合	20. 8. 21	20. 9. 3	20. 10. 10	20. 12. 26
宮 崎 県 南 部 信 用 組 合	20. 9. 1	20. 9. 16	20. 10. 10	21. 1. 8
福 泉 信 用 組 合	20. 10. 10	20. 10. 28	20. 11. 7	21. 2. 4
土 佐 信 用 組 合	20. 10. 10	20. 10. 23	20. 11. 13	21. 1. 30
信 用 組 合 広 島 商 銀	20. 10. 20	20. 11. 5	20. 12. 19	21. 3. 18
信 用 組 合 岡 山 商 銀	20. 10. 20	20. 11. 5	20. 12. 4	21. 3. 3
福 岡 県 庁 信 用 組 合	20. 10. 20	20. 10. 28	20. 11. 19	20. 12. 16
と び う め 信 用 組 合	20. 10. 20	20. 11. 5	20. 12. 17	21. 3. 10
札 幌 中 央 信 用 組 合	20. 10. 23	20. 11. 10	20. 12. 10	21. 3. 9
函 館 商 工 信 用 組 合	20. 10. 23	20. 11. 10	20. 12. 10	21. 3. 9
北 郡 信 用 組 合	20. 10. 23	20. 11. 10	20. 12. 9	21. 2. 26
五 城 信 用 組 合	20. 10. 23	20. 11. 10	20. 12. 3	21. 2. 17
三 河 信 用 組 合	20. 10. 24	20. 11. 10	20. 12. 9	21. 3. 9
東 浴 信 用 組 合	20. 10. 27	20. 11. 5	20. 11. 18	21. 2. 6
新 潟 大 栄 信 用 組 合	20. 10. 28	20. 11. 12	20. 12. 9	21. 3. 4
東 京 厚 生 信 用 組 合	20. 10. 29	20. 11. 13	20. 12. 11	21. 3. 10
滋 賀 県 信 用 組 合	20. 10. 29	20. 11. 12	20. 12. 19	21. 3. 18
か み つ け 信 用 組 合	20. 10. 30	20. 11. 19	21. 2. 20	21. 5. 20
石 川 県 医 師 信 用 組 合	20. 11. 18	20. 12. 3	20. 12. 12	21. 2. 6
福 井 県 医 師 信 用 組 合	20. 11. 18	20. 12. 3	20. 12. 12	21. 3. 11
朝 日 新 聞 信 用 組 合	20. 11. 27	20. 12. 5	20. 12. 18	21. 3. 11
佐 賀 県 医 師 信 用 組 合	20. 11. 28	20. 12. 8	20. 12. 19	21. 1. 29
岩 手 県 医 師 信 用 組 合	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 2. 3	21. 3. 30
文 化 産 業 信 用 組 合	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 3. 6	21. 5. 14
奄 美 信 用 組 合	21. 1. 8	21. 1. 26	21. 2. 20	21. 4. 24
都 留 信 用 組 合	21. 1. 9	21. 1. 27	21. 3. 26	21. 6. 25
大 阪 貯 蓄 信 用 組 合	21. 1. 9	21. 1. 28	21. 4. 21	21. 7. 7
兵 庫 県 警 察 信 用 組 合	21. 1. 9	21. 1. 21	21. 2. 5	21. 4. 23
神 戸 市 職 員 信 用 組 合	21. 1. 9	21. 1. 21	21. 2. 5	21. 4. 28

【財務局検査】

信用組合名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
五 泉 信 用 組 合	21. 1. 13	21. 1. 28	21. 2. 27	21. 5. 26
空 知 商 工 信 用 組 合	21. 1. 14	21. 1. 28	21. 2. 27	21. 5. 25
福 島 県 商 工 信 用 組 合	21. 1. 15	21. 2. 2	21. 3. 3	21. 5. 19
秋 田 県 信 用 組 合	21. 1. 15	21. 2. 2	21. 3. 6	21. 5. 28
長 崎 県 医 師 信 用 組 合	21. 1. 15	21. 1. 26	21. 2. 6	21. 3. 3
信 用 組 合 横 浜 華 銀	21. 2. 9	21. 2. 25	21. 3. 24	21. 6. 4
相 双 信 用 組 合	21. 2. 12	21. 3. 2	21. 4. 7	21. 6. 16
京 滋 信 用 組 合	21. 2. 18	21. 3. 2	21. 4. 3	21. 6. 16
兵 庫 ひ ま わ り 信 用 組 合	21. 2. 18	21. 3. 2	21. 3. 30	21. 6. 11
熊 本 県 医 師 信 用 組 合	21. 3. 4	21. 3. 16	21. 3. 30	21. 5. 18
ハ ナ 信 用 組 合	21. 3. 11	21. 4. 2	21. 5. 13	21. 6. 29
江 東 信 用 組 合	21. 3. 12	21. 4. 6	21. 5. 13	21. 6. 30
群 馬 県 信 用 組 合	21. 3. 12	21. 4. 2	21. 5. 14	21. 7. 28
愛 知 県 医 師 信 用 組 合	21. 3. 12	21. 3. 25	21. 4. 9	21. 6. 19
丸 八 信 用 組 合	21. 3. 12	21. 3. 25	21. 4. 10	21. 6. 22
名 古 屋 青 果 物 信 用 組 合	21. 3. 12	21. 3. 25	21. 4. 9	21. 6. 24
静 岡 県 医 師 信 用 組 合	21. 3. 12	21. 3. 25	21. 4. 10	21. 6. 24
岐 阜 県 医 師 信 用 組 合	21. 3. 12	21. 3. 25	21. 4. 9	21. 6. 24
警 視 庁 信 用 組 合	21. 3. 16	21. 3. 25	21. 4. 14	21. 6. 25
石 巻 商 工 信 用 組 合	21. 4. 2	21. 4. 20	21. 5. 26	21. 8. 18
半 原 信 用 組 合	21. 4. 2	21. 4. 20	21. 6. 5	21. 9. 3
神 奈 川 県 歯 科 医 師 信 用 組 合	21. 4. 21	21. 5. 13	21. 6. 11	21. 9. 10
愛 知 県 中 央 信 用 組 合	21. 5. 7	21. 5. 21	21. 6. 16	21. 9. 10
ミ レ 信 用 組 合	21. 5. 11	21. 5. 20	21. 6. 17	21. 9. 4
中 央 商 銀 信 用 組 合	21. 5. 19	21. 6. 11	22. 4. 7	
杜 陵 信 用 組 合	21. 6. 3	21. 6. 15	21. 6. 23	21. 9. 7

IV. 労働金庫に対する検査の実施状況

【財務局検査】

労働金庫名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北 陸 労 働 金 庫	20. 8. 4	20. 8. 25	20. 9. 17	20. 12. 16
新 潟 県 労 働 金 庫	20. 8. 19	20. 9. 3	20. 9. 30	20. 12. 22
中 央 労 働 金 庫	20. 10. 27	20. 11. 10	20. 12. 12	21. 3. 12
九 州 労 働 金 庫	21. 1. 13	21. 1. 27	21. 2. 20	21. 4. 21

V. 信用農業協同組合連合会等に対する検査の実施状況

信用農業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

連 合 会 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
福岡県信用農業協同組合連合会	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 9. 19	20. 11. 28
大阪府信用農業協同組合連合会	20. 9. 2	20. 9. 2	20. 10. 17	21. 1. 15
島根県信用農業協同組合連合会	20. 10. 23	20. 11. 10	20. 11. 21	21. 1. 21
北海道信用農業協同組合連合会	21. 1. 28	21. 2. 16	21. 3. 6	21. 6. 4
茨城県信用農業協同組合連合会	21. 5. 21	21. 6. 8	21. 6. 23	21. 9. 14
埼玉県信用農業協同組合連合会	21. 5. 21	21. 6. 8	21. 6. 22	21. 9. 18

信用漁業協同組合連合会に対する検査の実施状況

【財務局検査】

連 合 会 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
岩手県信用漁業協同組合連合会	20. 9. 17	20. 10. 6	20. 10. 17	21. 1. 15
兵庫県信用漁業協同組合連合会	20. 9. 17	20. 9. 17	20. 10. 17	21. 1. 15
神奈川県信用漁業協同組合連合会	21. 1. 13	21. 1. 26	21. 2. 4	21. 4. 20

VI. 保険会社等に対する検査の実施状況

保険持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

保 険 持 株 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソニーフィナンシャルホールディングス	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 17	20. 12. 12

生命保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

生 命 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソニー生命	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 17	20. 12. 12
朝日生命	20. 8. 21	20. 9. 4	20. 10. 21	21. 1. 16
大和生命(注)	20. 9. 3	20. 9. 16	20. 10. 17	20. 10. 9
ハートフォード生命	20. 10. 24	20. 11. 12	21. 1. 20	21. 4. 16
マニユライフ生命	20. 10. 27	20. 11. 13	20. 12. 15	21. 3. 5
三井生命	20. 10. 27	20. 11. 14	21. 1. 20	21. 4. 20
富士生命	21. 1. 28	21. 2. 10	21. 3. 11	21. 6. 2
オリックス生命	21. 1. 30	21. 2. 13	21. 4. 3	21. 7. 1
明治安田生命	21. 3. 3	21. 3. 23	21. 6. 23	21. 9. 18
ピーシーエー生命	21. 4. 9	21. 4. 22	21. 6. 10	21. 9. 9

(注) 大和生命の立入検査終了日については、立入検査中止日を記載している。

損害保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

損 害 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソニー損害	20. 8. 18	20. 9. 1	20. 10. 10	20. 12. 2
損害保険ジャパン	20. 10. 31	20. 11. 20	21. 2. 5	21. 4. 28
セゾン自動車火災	20. 10. 31	20. 11. 20	21. 1. 16	21. 3. 23
富士火災海上	21. 1. 26	21. 2. 10	21. 3. 19	21. 6. 17
大同火災海上	21. 1. 30	21. 2. 17	21. 3. 19	21. 6. 12
朝日火災海上	21. 4. 8	21. 4. 22	21. 6. 9	21. 9. 14
共栄火災海上	21. 4. 16	21. 5. 12	21. 6. 16	21. 9. 18
明治安田損害	21. 4. 17	21. 5. 11	21. 6. 23	21. 9. 17

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

Ⅶ. 外国銀行支店等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

外国金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
バンコック銀行在日支店	20. 8. 18	20. 8. 25	20. 9. 25	20. 12. 10
D B S 銀行東京支店	20. 8. 18	20. 8. 28	20. 9. 12	20. 10. 29
ブラジル銀行在日支店	-	20. 8. 26	20. 9. 26	20. 12. 8
ドレスナー銀行東京支店	20. 8. 28	20. 8. 29	20. 9. 25	20. 11. 21
デプファ・バンク・ピーエルシー東京支店	20. 10. 2	20. 10. 20	20. 10. 30	20. 12. 17
ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店	20. 10. 24	20. 11. 7	20. 12. 12	21. 3. 5
エス・ジー・信託銀行	20. 10. 24	20. 11. 7	20. 12. 11	21. 3. 11
中国銀行在日支店	20. 10. 24	20. 11. 7	20. 12. 15	21. 2. 27
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行東京支店	20. 11. 14	20. 11. 26	20. 12. 11	21. 2. 4
クレディ・スイス銀行東京支店	21. 1. 22	21. 2. 3	21. 3. 27	21. 7. 1
兆豊国際商業銀行在日支店	21. 1. 22	21. 2. 3	21. 3. 9	21. 5. 20
フィリピン・ナショナル・バンク在日支店	21. 1. 22	21. 2. 3	21. 3. 10	21. 5. 13
ユービーエス・エイ・ジー在日支店	21. 2. 2	21. 2. 13	21. 3. 26	21. 5. 28
バンク・オブ・インドア在日支店	21. 2. 12	21. 2. 24	21. 4. 7	21. 6. 25
ニューヨークメロン銀行東京支店	21. 2. 12	21. 2. 24	21. 4. 2	21. 6. 12
ロイズ T S B 銀行東京支店	21. 4. 8	21. 4. 20	21. 6. 2	21. 9. 7
メトロポリタン銀行在日支店	21. 4. 16	21. 5. 11	21. 6. 8	21. 9. 15
ステート・ストリート信託銀行	21. 4. 17	21. 5. 12	21. 6. 15	21. 9. 17
ステート・ストリート銀行東京支店	21. 4. 17	21. 5. 12	21. 6. 19	21. 9. 17

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

VIII. 政策金融機関に対する検査実施状況

【金融庁検査】

政策金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
沖縄振興開発金融公庫	20. 8. 18	20. 9. 3	20. 10. 10	20. 12. 22

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
 (立入検査の根拠法令は資料19-1-21を参照)

資料19-1-21 主な検査対象機関及び根拠法令

検査対象	対象数	検査の根拠法令
銀行持株会社	15	銀行法第52条の32
都市銀行等	7	銀行法第25条
信託銀行	19	銀行法第25条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条
地方銀行	65	銀行法第25条
第二地方銀行	42	銀行法第25条
信用金庫	272	信用金庫法第89条
労働金庫	13	労働金庫法第94条
信用協同組合	159	協同組合による金融事業に関する法律第6条
保険持株会社	8	保険業法第271条の28
生命保険会社	43	保険業法第129条
損害保険会社	30	保険業法第201条
信用農業協同組合連合会	36	農業協同組合法第94条
信用漁業協同組合連合会	29	水産業協同組合法第123条

(注1) 対象数については、平成22年3月31日現在。

(注2) 都市銀行等とは、都市銀行および旧長期信用銀行（現 新生銀行、あおぞら銀行）である。

(注3) 地方銀行については、埼玉りそな銀行を含む。

(注4) 信用金庫については、信金中央金庫を含む。

(注5) 労働金庫については、労働金庫連合会を含む。

(注6) 信用協同組合については、全国信用協同組合連合会を含む。

平成 22 年 1 月 29 日
 金融庁

金融検査評価結果の分布状況について

金融検査評価制度については、平成 19 年 4 月以降本格施行（主要行以外の金融機関は平成 20 年 1 月以降）されているところですが、今般、評価結果の分布状況を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 対象金融機関

平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月末までに検査を開始し（注1）、評価を実施した金融機関 247 先（総評価項目数 1,752 項目）。

（注1）平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月までに予告（無予告の場合は立入を開始）。

2. 業態別の分布状況（各評価項目数／各業態の全評価項目数）

業態	A評価	B評価	C評価以下
全業態 247 先(1,752 項目)	5.5%	84.7%	9.8%
主要行等 14 先	2.9%	82.9%	14.3%
外国銀行支店等 16 先	9.7%	87.5%	2.8%
地域銀行 58 先	6.0%	85.3%	8.6%
協同組織金融機関 159 先	5.2%	84.3%	10.5%

（注2）検査対象金融機関が異なること、また、規模・特性等を踏まえた検証の実施により、業態間やカテゴリ一間の単純比較は行えないことに留意（下記3. も同様）。

（注3）四捨五入の関係から、「A評価」、「B評価」、「C評価以下」の和が100%とならない場合がある（下記3. も同様）。

3. 評価項目別の分布状況（各評価項目数／各態勢の全評価項目数）

評価項目	A評価	B評価	C評価以下
全評価項目 1,752 項目	5.5%	84.7%	9.8%
経営管理(ガバナンス)態勢	1.4%	91.0%	7.6%
法令等遵守態勢	3.3%	77.8%	18.9%
顧客保護等管理態勢	3.3%	92.0%	4.7%
統合的リスク管理態勢	4.0%	90.6%	5.4%
自己資本管理態勢	12.7%	81.8%	5.5%
信用リスク管理態勢	5.3%	81.3%	13.4%
資産査定管理態勢	8.3%	86.2%	5.5%
市場リスク管理態勢	6.6%	79.6%	13.8%
流動性リスク管理態勢	28.2%	67.6%	4.2%
オペレーショナル・リスク管理態勢	1.0%	86.8%	12.3%

（参考）

- ・ 「金融検査評価結果の分析状況について」(平成 20 年 12 月 16 日)
- ・ 「金融検査評価結果の分布状況について」(平成 19 年 12 月 11 日)

(参考)

B評価におけるレベル感を明確にするため、Aに近いB、平均的なB、Cに近いB、と運用上の書き分けを実施。

・業態別の分布状況(各評定項目数/各業態の全評定項目数)

業態	B評価			
	Aに近いB	平均的なB	Cに近いB	
全業態	84.7%	21.1%	44.5%	19.1%
主要行等	82.9%	22.9%	32.9%	27.1%
外国銀行支店等	87.5%	25.0%	47.2%	15.3%
地域銀行	85.3%	23.7%	43.8%	17.9%
協同組織金融機関	84.3%	19.6%	45.3%	19.4%

・評定項目別の分布状況(各評定項目数/各態勢の全評定項目数)

	B評価			
	Aに近いB	平均的なB	Cに近いB	
全評定項目	84.7%	21.1%	44.5%	19.1%
経営管理(ガバナンス態勢)	91.0%	21.1%	51.6%	18.4%
法令等遵守態勢	77.8%	8.0%	42.0%	27.8%
顧客保護管理態勢	92.0%	15.1%	53.8%	23.1%
統合的リスク管理態勢	90.6%	26.2%	45.6%	18.8%
自己資本管理態勢	81.8%	21.8%	50.9%	9.1%
信用リスク管理態勢	81.3%	17.7%	44.5%	19.1%
資産査定管理態勢	86.2%	38.7%	37.6%	9.9%
市場リスク管理態勢	79.6%	19.9%	38.7%	21.0%
流動性リスク管理態勢	67.6%	50.7%	16.9%	-
オペレーショナル・リスク管理態勢	86.8%	15.2%	46.1%	25.5%

以上

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

検査局総務課

(内線 2529、2587)

オフサイト検査モニターの集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から検査モニターを実施し、検査業務の参考としております。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイト検査モニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイト検査モニターの2方式があります。
今般、平成 21 検査事務年度に実施した検査に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当でない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート式①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート式②> 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
 - <アンケート式①>
対象先: 241 先 (21 年 7 月以降 22 年 5 月末日までの間に立入検査を終了した先)
回収率: 72.6% (175 先)
 - <アンケート式②>
対象先: 210 先 (21 年 7 月以降 22 年 5 月末日までの間に検査結果を通知した先)
回収率: 73.8% (155 先)

アンケート結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、全体として「1」、「2」とする回答が、それぞれ 63.0% (昨年 68%)、29.6% (昨年 27.4%)、合計で 92.6% (昨年 95.4%) 寄せられています。したがって、金融検査はほぼ適切に実施されたものと考えております。

アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全 25 項目のうち 17 項目で、「1」と「2」を合わせた回答率が 90%を超えています

一方で、「3」と「4」を合わせた回答率が 5%を超えている項目も認められます。これらについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「準備期間」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 7.4%

金融機関から、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)の施行に伴う検査等において、事前提出資料において新たに作成を要するものや種類が多く、準備期間としてタイトであったという意見がありました。

これらの意見につきましては、検査負担の軽減の観点から事務連絡を改正し、事前提出資料について資料削減や期限の見直しを図ったほか、電子媒体による資料の提出の徹底を図ったところです。

◇ 「検査期間」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 6.9%

金融機関から、中小企業金融円滑化法の施行に伴う検査等において、検査の内容や金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長期であるという意見がありました。

これらの意見につきましては、すでに導入している地域銀行等に対する部分検査及び小規模な信用金庫・信用組合に対する金融円滑化簡易検査について、今後、より一層積極的に対応していきたいと考えています。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 14.3%

金融機関から、検査の時期が年末・年始や期末の決算期などの繁忙期と重なり事務量がかなり増加したという意見がありました。

これらの意見につきましては、決算期末や株主総会(総代会)の時期に金融機関の要請があれば、できるだけ配慮するよう本庁検査官や各財務局に指示したところであり、今後とも金融機関の負担軽減に配慮していきたいと考えております。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 6.2%

特に小規模金融機関から、検査官の退出時刻が遅いという意見がありました。

これらの意見につきましては、金融機関の負担への配慮という視点に立ち、本庁検査官や各財務局に対して退出時間の厳守を指示したところであり、今後とも研修等の機会を通じ、主任検査官をはじめ各検査官に対する指導を繰り返し徹底して参ります。

◇ 「提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 9.2%

金融機関から、中小企業金融円滑化法の施行に伴う検査等において、資料の提出期限が短く、大きな事務負担を感じたほか業務執行への影響があったという意見がありました。

これらの意見につきましては、検査負担の軽減の観点から事務連絡を改正し、事前提出資料の期限の見直しを図ったところであり、今後とも具体的な業務繁忙の状況や立入検査の状況等を踏まえて、出来る限り配慮するよう、研修等の機会を通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

自由記載欄における意見について

「金融検査評定制度」に関して、「各カテゴリーごとの管理態勢の状態が認識でき、改善すべき事項が明らかになる制度である」、「B評定が3段階で示されたことで分かりやすく、実態をより詳しく認識することができた」という意見や、「金融検査指摘事例集」に関して、「引き続き金融機関の規模や特性を考慮した多用な事例等の掲載を希望する」などの要望が寄せられました。

これらの意見に応えるため、「金融検査評定結果の分布状況の公表」について、21 事務年度はB評価の3類型の分布状況も公表したところです。また、「金融検査指摘事例集」について、例年の7月に加え、12月に「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」を公表したところです。今後とも「金融検査評定結果の分布状況の公表」や「金融検査指摘事例集」について、その内容の充実に努めてまいりたいと考えています。

アンケート式②結果(検査結果通知書について)

全体(検査結果通知の内容及び当該通知書の交付までの期間)として、「1」と「2」を合わせた回答は 98.4%となっており、「1」とする回答は 79%を占めております。したがって、検査結果通知については、適切に行われたものと考えております。

「検査モニター」について

オンサイト検査モニターについては、平成 19 検査事務年度より原則全件実施しています。今後とも金融機関との率直な意思疎通を図るため対話を充実していきたいと考えております。また、財務局検査の実施状況などについて、金融庁本庁の幹部が直接ご意見を伺うクロスモニターも充実する予定です。

検査局では、検査モニター等において寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

お問い合わせ先
金融庁検査局総務課監理係
Tel:03-3506-6000(内線 2773、2533)

オフサイト検査モニター集計結果 (アンケート式①)

別 紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	
検査運営	1 準備期間	1 妥当なものであった	102	58.3
		2 概ね妥当なものであった	60	34.3
		3 あまり妥当なものではなかった	13	7.4
		4 妥当なものではなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	2 検査期間	1 妥当なものであった	83	47.4
		2 概ね妥当なものであった	80	45.7
		3 あまり妥当なものではなかった	11	6.3
		4 妥当なものではなかった	1	0.6
		5 未回答	-	-
	3 検査の時期	1 適切なものであった	86	49.1
		2 概ね適切なものであった	63	36.0
		3 あまり適切なものではなかった	25	14.3
		4 適切なものではなかった	-	-
		5 未回答	1	0.6
	4 執務時間の考慮	1 考慮されたものであった	95	54.3
		2 概ね考慮されたものであった	69	39.4
		3 あまり考慮されていないかった	9	5.1
		4 考慮されていないかった	2	1.1
		5 未回答	-	-
	5 検査官人員数	1 適当なものであった	118	67.4
		2 概ね適当なものであった	52	29.7
		3 あまり適当なものでなかった	4	2.3
		4 適当なものではなかった	1	0.6
		5 未回答	-	-
6 検査の検証の範囲	1 適当なものであった	128	73.1	
	2 概ね適当なものであった	45	25.7	
	3 あまり適当なものではなかった	1	0.6	
	4 適当なものではなかった	1	0.6	
	5 未回答	-	-	
小計		1	612	58.3
		2	369	35.1
		3	63	6.0
		4	5	0.5
		5	1	0.1
検査重要事項等	7 重要事項等の説明	1 十分理解できた	161	92.0
		2 概ね理解できた	14	8.0
		3 一部で分かりにくいところもあった	-	-
		4 分かりにくかった	-	-
		5 未回答	-	-
資料の提出	8 資料の提出方法 (既存資料の活用等)	1 十分活用された	98	56.0
		2 概ね活用された	6	39.4
		3 一部で活用されなかった	6	3.4
		4 活用されなかった	1	0.6
		5 未回答	1	0.6
	9 提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1 十分配慮したものであった	74	42.3
		2 概ね配慮したものであった	85	48.6
		3 一部で配慮されなかった	15	8.6
		4 配慮されなかった	1	0.6
		5 未回答	-	-
	10 資料の作成範囲	1 検査内容に応じたものであった	108	61.7
		2 概ね検査内容に応じたものであった	61	34.9
3 一部で検査内容に応じたものではなかった		5	2.9	
4 検査内容に応じたものではなかった		1	0.6	
5 未回答		-	-	
小計		1	280	53.3
		2	215	41.0
		3	26	5.0
		4	3	0.6
		5	1	0.2
実地調査	11 資料の提出を求める際の承諾	1 必ず承諾を得ていた	143	81.7
		2 概ね承諾を得ていた	12	6.9
		3 一部承諾を得ていなかった	1	0.6
		4 承諾を得ていなかった	-	-
		5 未回答	19	10.9
	12 業務に関係ないものに係る閲覧等	1 業務に関係ないものについての閲覧等は一切求められなかった	147	84.0
		2 概ね業務に関係ないもの閲覧等は求められなかった	8	4.6
		3 一部で業務に関係ないもの閲覧等を求められた	3	1.7
		4 業務に関係ないもの閲覧等を求められた	-	-
		5 未回答	17	9.7
	13 責任者等の立会い	1 必ず立会いの下で行われた	142	81.1
		2 概ね立会いの下で行われた	10	5.7
		3 一部立会いの下で行われなかった	1	0.6
4 立会いは行われなかった		-	-	
5 未回答		22	12.6	
小計		1	432	82.3
		2	30	5.7
		3	5	1.0
		4	-	-
		5	58	11.0

オフサイト検査モニター集計結果 (アンケート式①)

別 紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態		
検査の執行状況等	14 内部監査を前提とした検査の実施	1 行なわれた	106	60.6	
		2 概ね行なわれた	64	36.6	
		3 あまり行なわれなかった	2	1.1	
		4 行なわれなかった	1	0.6	
		5 未回答	2	1.1	
	15 検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1 実態を踏まえ、柔軟に対応していた	94	53.7	
		2 概ね実態を踏まえた対応であった	74	42.3	
		3 一部で機械的・画一的な運用が認められた	5	2.9	
		4 機械的・画一的な運用であった	1	0.6	
		5 未回答	1	0.6	
	16 マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	1 別冊に沿った検証であった	92	52.6	
		2 概ね別冊に沿った検証であった	46	26.3	
		3 一部で別冊が活用されなところもあった	1	0.6	
		4 別冊は活用されなかった	1	0.6	
		5 未回答	35	20.0	
	17 根拠等の提示	1 十分根拠等が示された	101	57.5	
		2 概ね根拠等が示された	72	41.1	
		3 一部で根拠等が示されないところもあった	1	0.6	
		4 根拠等は示されなかった	1	0.6	
		5 未回答	-	-	
	18 検証にあたっての双方の議論	1 十分議論が行われた	114	65.1	
		2 概ね議論が行われた	54	30.9	
		3 一部で議論が行われなところもあった	6	3.4	
		4 議論は行われなかった	1	0.6	
		5 未回答	-	-	
	19 前回検査との比較	1 同一の目線で検査が実施されていた	66	37.7	
		2 概ね同一の目線で検査が実施された	78	44.6	
		3 一部、合理的でない目線の違いが認められた	2	1.1	
		4 全く異なる目線で検査が実施されていた	1	0.6	
		5 未回答	28	16.0	
	20 検査官の態度	1 常に穏健冷静な態度であった	112	64.0	
		2 概ね穏健冷静な態度であった	58	33.1	
		3 一部で穏健冷静な態度ではなかった	4	2.3	
		4 穏健冷静な態度ではなかった	1	0.6	
		5 未回答	-	-	
	21 検査を実施する上での知識	1 十分有していた	91	52.0	
		2 概ね有していた	78	44.6	
		3 一部で有していなかった	5	2.9	
		4 有していなかった	1	0.6	
		5 未回答	-	-	
	小計		1	776	55.4
			2	524	37.4
			3	26	1.9
			4	8	0.6
			5	66	4.7
エグジットミーティング	22 金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1 十分確認できた	141	80.6	
		2 概ね確認できた	32	18.3	
		3 一部で確認できないところもあった	1	0.6	
		4 確認できなかった	1	0.6	
		5 未回答	-	-	
オンサイトモニター	23 実施時期	1 適当な時期であった	112	64.0	
		2 概ね適当な時期であった	29	16.6	
		3 あまり適当な時期でなかった	1	0.6	
		4 適当な時期ではなかった	1	0.6	
		5 未回答	32	18.3	
	24 オンサイトモニターの実施について	1 全件実施すべきである	130	74.3	
		2 金融機関の希望により実施すべきである	32	18.3	
		3 実施すべきではない	-	-	
		4 未回答	13	7.4	
		5 未回答	-	-	
小計		1	242	69.1	
		2	61	17.4	
		3	1	0.3	
		4	1	0.3	
		5	45	12.9	
金融検査評価制度	25 評価結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1 十分納得のいくものであった	53	30.3	
		2 概ね納得のいくものであった	64	36.6	
		3 一部で納得のいかないところもあった	5	2.9	
		4 納得のいかないものであった	-	-	
		5 未回答	53	30.3	
面談の希望	32 オフサイトモニターの内容について当局幹部との面談希望	1 希望する	1	0.6	
		2 希望しない	169	96.6	
		5 未回答	5	2.9	
合 計		1	2,644	63.0	
		2	1,245	29.6	
		3	122	2.9	
		4	18	0.4	
		5	171	4.1	
オフサイト検査モニター(アンケート式①)回収状況		回答金融機関数(a)	175		
		立入検査終了先(b)	241		
		回収率(%)=(a)/(b)×100	72.6%		

意見申出実績

○ 申出機関数

(平成22年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～18 事務年度	19	8	2	5	2	36
19 事務年度	1	1	0	0	0	2
20 事務年度	0	0	0	0	0	0
21 事務年度	2	0	0	0	0	2
計	22	9	2	5	2	40

(注1) 事務年度は7月～翌年6月(検査実施日ベースで計上)

(注2) その他: 前払式証券発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・証券会社・政策金融機関等

○ 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～21 事務年度合計	19 事務年度	20 事務年度	21 事務年度
評価段階	3	3	0	0
法令等遵守態勢	39	22	0	7
資産査定管理態勢	296	10	0	5
自己査定	242	7	0	4
うち債務者(債権)区分	173	3	0	3
うち不動産担保評価	29	0	0	0
償却・引当	54	3	0	1
会計関係(査定、償却除く)	20	2	0	0
その他	12	0	0	3
合計	370	37	0	15
(うち金融機関意見採用)	(161)	(20)	(0)	(2)

※ 金融機関意見採用 約44%

金融検査指摘事例集（平成 21 検査事務年度）

はじめに

金融庁検査局は、平成17年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点などから、毎年、「金融検査指摘事例集」を公表してきている。

平成21年度版においては、本検査事務年度（21年7月～22年6月）に通知された検査結果の中から、事例を選定し作成している。本年度版の特徴は、以下のとおりである。

- (1) 「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプランⅡ）」に掲げる「金融機関等との対話の充実・情報発信の強化」を推進する観点から、事例数の充実に努めている（注）。なお、本事例集の構成は、昨年（21年12月）改定された「金融検査マニュアル」等の構成に従い、「経営管理（ガバナンス）」、「金融円滑化編」、「リスク管理等編」としている。
- (2) 金融機関の円滑な金融仲介機能の発揮が期待されている状況等を踏まえ、昨年末に「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」（43事例）を公表しているが、本年度版においても、本年6月までの間に通知された検査結果の中からさらに事例を選定し、「金融円滑化編」で紹介している。
- (3) また、今回、「金融検査指摘事例集」の「別冊」として、新たに「金融グループ管理態勢」、「システムリスク管理態勢」、「外国銀行在日支店等」、「反社会的勢力に係る管理態勢」、それぞれについて事例集を作成している。これらは、近時、金融機関にとって適切なリスク管理が求められている分野について、金融機関の自律的な態勢強化等を促すため、16年度以降に公表してきた指摘事例集の中から、参考となる事例を選定したものである。

なお、「金融検査指摘事例集」においては、金融機関の規模・特性等により指摘事例の傾向が異なることを踏まえ、預金等受入金融機関について、事例毎に「主要行等及び外国銀行支店」、「地域銀行」、「信用金庫及び信用組合」の3つのカテゴリーを示している。ただし、金融機関の自主的・持続的な経営改善に結びつけるためには、これらのカテゴリーにとらわれずに参照することが有益である。

（注）掲載事例数は、「金融検査指摘事例集」においては、評定事例47事例、指摘事例305事例、また、「別冊」においては、金融グループ関係35事例、システムリスク関係87事例、外国銀行在日支店等関係59事例、反社会的勢力関係42事例となっている。全体で総計575の事例（昨年度版は433事例）をとりあげている。

※ 詳細については、以下のURLを参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。
(<http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20100721-1.html>)

金融円滑化に係る金融検査指摘事例集（平成 21 検査事務年度）

はじめに

金融庁は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から、金融検査指摘事例集を毎年 1 回作成・公表してきたところであり、平成 20 検査事務年度については、本年 7 月に公表している。

今般、中小企業金融円滑化法（注 1）が施行され、金融機関における円滑な金融仲介機能の発揮が強く期待されている状況等を踏まえ、金融機関の自律的な態勢強化等を促す観点から、平成 21 年度版においては、年次の指摘事例集に先立ち、金融円滑化の事例について早急に取りまとめ公表することとした。なお、今回の公表は、「アクションプランⅡ」（注 2）における「検査指摘事例集の年 2 回公表への取り組み」にも沿うものである。

金融庁は、平成 21 年 4 月以降、金融仲介機能が十分に発揮されているか等を検証するため、主要行を対象に「金融円滑化のための集中検査」を実施し、また、同時期に地域金融機関等に対して実施した通常検査においても、同様の観点から検証を行ったところである。今回掲載した指摘事例（43 事例）は、この集中検査等のうち、10 月末までに検査結果通知がなされたもの（注 3）において認められた事例の中から選定している。

（注 1）中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
（平成 21 年 12 月 4 日施行）

（注 2）「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプランⅡ）」（平成 21 年 5 月公表）

（注 3）検査対象先及び立入検査期間

検査対象先：主要行 9 行、地域銀行 21 行、信用金庫 17 庫、
信用組合 6 先、その他 3 先、計 56 機関

立入検査期間：平成 21 年 4 月から 7 月末まで

今回の指摘事例は、以下の9類型に区分されている。

I. 中小企業等に対する円滑な資金供給について

1. 新規融資の申込みや継続融資の要請に対する対応に問題が認められる事例（7事例）
2. 貸出条件緩和要請に対する対応に問題が認められる事例（3事例）
3. 顧客説明等に問題が認められる事例（10事例）
4. コベナント対応について問題が認められる事例（3事例）
5. 事業再生等への取組について問題が認められる事例（2事例）、評価できる事例（9事例）
6. 謝絶記録等に問題が認められる事例（3事例）

II. 住宅ローンに対する円滑な資金供給について

1. 新規融資の申込みに対する対応に問題が認められる事例（1事例）
2. 貸出条件緩和要請に対する対応に問題が認められる事例（3事例）
3. 謝絶記録等に問題が認められる事例（2事例）

金融円滑化に係る金融検査指摘事例集においては、金融機関の規模・特性により指摘事例の傾向が異なることを踏まえ、預金等受入金融機関について、事例毎に、「主要行等」、「地域銀行」、「信用金庫及び信用組合」の3つのカテゴリーを示している。ただし、金融機関の自主的・持続的な経営改善に結びつけるためには、これらのカテゴリーにとらわれずに参照することが有益であると考えます。

なお、中小企業金融円滑化法の施行に併せて、今般、金融検査マニュアルを改定し、金融円滑化編を新設した。本金融円滑化編においては、本事例集に掲載していない着眼点（注4）も取り上げられている。このため、各金融機関においては、本事例集に加え、本マニュアル等も参考にしつつ、金融円滑化に向けた自律的な態勢強化等に努めることが期待される。

（注4）本事例集には掲載していないものの、改定金融検査マニュアルにおいて取り上げられている着眼点の例

- ・ 貸出条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資等の相談・申込みを謝絶していないか。
- ・ 過度に厳しい不動産担保の処分可能見込額のみを根拠として、融資を謝絶又は減額していないか。

- 短期貸付の更新継続をしている貸付金について、更なる借換えを行えば貸出条件緩和債権に該当する場合、安易に顧客の要望を謝絶することなく、適切に経営改善計画等の策定支援等を行っているか。
- 住宅ローン債権を保証会社が代位弁済により取得する場合、保証会社が適切な回収を行うよう、指導・協議・要請等を行っているか。

※ 詳細については、以下のURLを参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。
(<http://www.fsa.go.jp/news/21/20091217-2.html>)

金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員会との関係

